

地方年金記録訂正審議会規則（平成二十七年四月十日厚生労働省令第八十三号） （最終改正：令和五年十一月二十二日省令第四百四十二号）

（所掌事務）

第一条 地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の九第三項の規定により読み替えられた同法第二十八条の四第三項及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の九第三項の規定により読み替えられた同法第十四条の四第三項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務をつかさどる。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、学識経験のある者のうちから、地方厚生局長が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、第二条第二項の規定による特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 委員等は、非常勤とする。
- 5 委員等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。
- 4 委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は国民年金法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により訂正の請求をした者、事業主その他の関係者の意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、地方厚生局年金審査課において処理する。

(雑則)

第十条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行に伴い新たに任命される委員のうち、地方厚生局長が任命の際に指名する者の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

関東信越地方年金記録訂正審議会運営規則

平成 27 年 4 月 20 日決定
平成 30 年 4 月 16 日改定
平成 31 年 4 月 15 日改定
令和 2 年 5 月 28 日改定
令和 6 年 4 月 10 日改定
令和 7 年 4 月 10 日改定

関東信越地方年金記録訂正審議会会長決定

(趣旨)

第一条 関東信越地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）の運営については、地方年金記録訂正審議会規則（平成 27 年厚生労働省令第 83 号）の定めるところによるほか、この運営規則の定めるところによる。

(招集)

第二条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3 委員及び議事に関係のある臨時委員は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

(副会長)

第三条 審議会は、3 人以内の副会長を置くことができる。

- 2 副会長は会長が指名する。

(会議の議事)

第四条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

(部会)

第五条 審議会に、11 以内の部会を置くことができる。

(諮問の付議)

第六条 会長は、国民年金法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求（以下「請求事案」という。）について、関東信越厚生局長の諮問を受けたときは、各部会の部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を定め、請求事案を当該部会に付議することができる。

- 2 部会長は、当該部会に係属している請求事案について、当該部会で取り扱うことが不相当と認める場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定による報告があった場合において、請求事案を取り扱う部会を変更する必要があると認めるときは、関係する部会の部会長の意見を聴いて、当該事案を取

り扱う部会を変更することができる。

(議決)

第七条 前条の規定に基づき部会に付議された請求事案については、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

第八条 委員及び議事に関係のある臨時委員は、審議会の議決に際して、やむを得ない理由により議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(議決の特例)

第八条の二 会長は、やむを得ない事情により審議会を開催することが困難であり、かつ緊急に審議会に諮る必要があると認めるときは、電話、文書の送付その他の方法により、当該審議会に諮るべき議題に対する賛否を求めることができる。

2 会長は、前項の規定による結果を審議会の議決とすることができる。

3 会長は、前項の規定による議決を各委員及び臨時委員に通知するものとする。

(委員等の除斥)

第九条 地方年金記録訂正審議会規則第七条第四項に規定する自己の利害に関係する議事とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 委員若しくは臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が請求事案の請求者(以下「請求者」という)であるとき

二 委員若しくは臨時委員が請求者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき

三 委員又は臨時委員が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人若しくは補助監督人であるとき

四 委員若しくは臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が当該請求事案に係る事業所の代表者、役員若しくは職員であるとき、又はあったとき

五 前各号に掲げるもののほか、委員又は臨時委員が、当該請求事案につき特別な利害関係を有するとき

(会議の公開)

第十条 会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

(口頭意見陳述)

第十一条 審議会は、請求者から申立てがあったときは、当該請求者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 請求者は、前項の規定により意見を述べるに当たっては、審議会の許可を得て、その者の家族その他の関係人とともに出席することができる。

3 第一項の請求者の意見は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。

4 審議会は、第一項の請求者の意見聴取を行う場合には、委員又は議事に関係のある臨時委員であって、会長が指名するものに行わせることができる。

5 前項の指名を受けた委員又は議事に関係のある臨時委員は、第一項の請求者の口頭意見陳述を聴取したときは、当該口頭意見陳述の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

(説明聴取)

第十二条 審議会は、必要があると認めるときは、事業主その他関係者に対し、口頭での説明を求めることができる。

2 前項の説明は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。

3 審議会は、第一項の口頭説明の聴取を行う場合には、委員又は議事に関係のある臨時委員であって、会長が指名するものに行わせることができる。

4 前項の指名を受けた委員又は議事に関係のある臨時委員は、第一項の口頭説明の聴取を行ったときは、当該口頭説明の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

(議事要旨等)

第十三条 審議会における議事は、次に掲げる事項を議事要旨に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事要旨は公開するものとする。

3 審議会の議事の経過は、議事録を作成するものとする。

4 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

(答申)

第十四条 審議会の答申は、書面をもって行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 結論

二 請求の要旨等

三 判断の理由

3 審議会の答申は、公開するものとする。

(諮問の取下げ)

第十五条 審議会は、関東信越厚生局長から諮問の取下げがあったときは、答申をすることを要しないものとする。

(部会への適用)

第十六条 部会の運営について、第二条、第四条、第八条、第八条の二及び第十条から第十三条(第四項を除く。)までの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、「委員又は議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員又は臨時委員」と、「委員若しくは議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員若しくは臨時委員」と読み替えて適用するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この運営規則は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

(施行日)

この運営規則は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

(施行日)

この運営規則は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

(施行日)

この運営規則は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

(施行日)

この運営規則は、令和 6 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

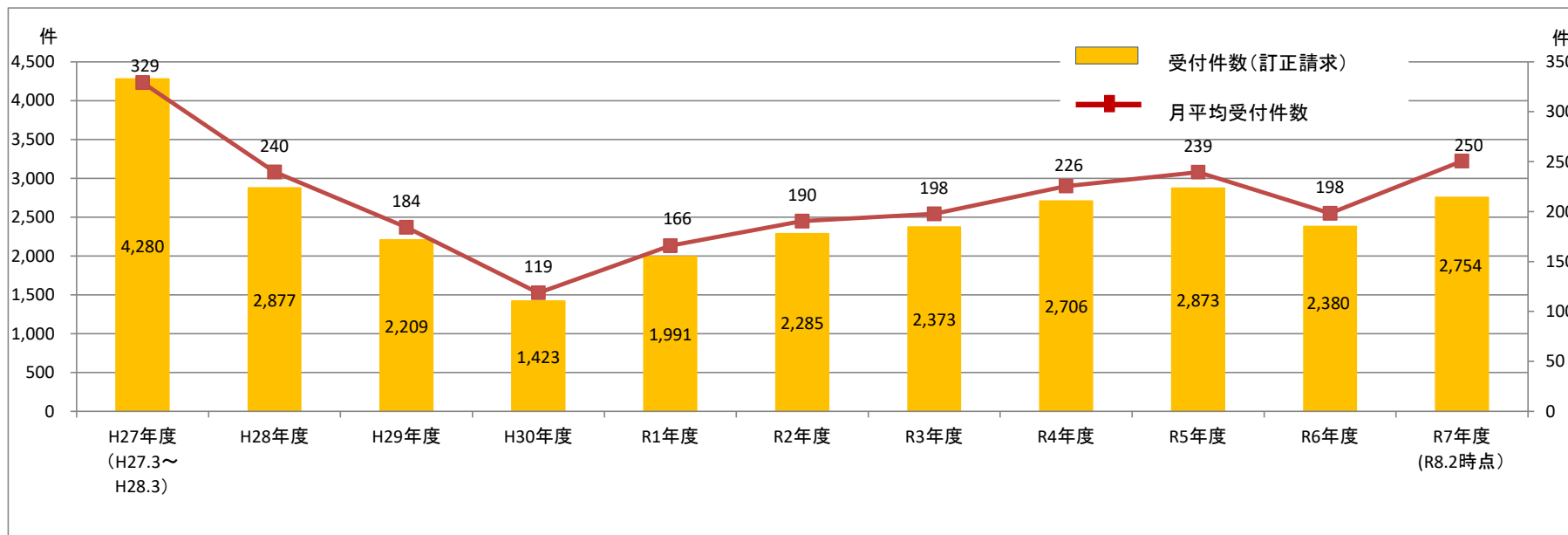
(施行日)

この運営規則は、令和 7 年 4 月 10 日から施行する。

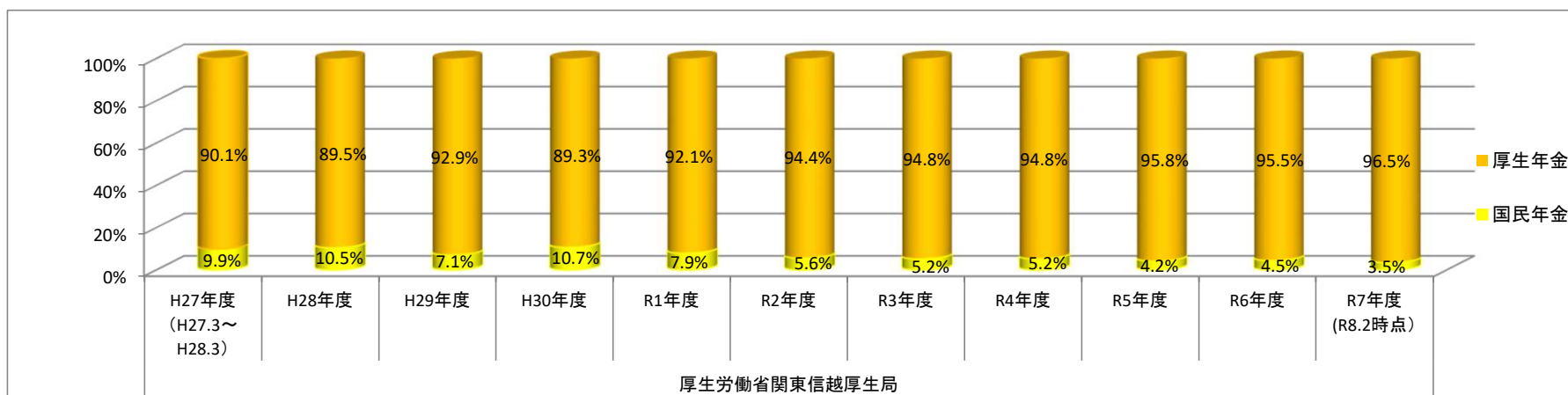
年金記録訂正請求の受付・処理状況等

関東信越厚生局（全体）

訂正手続きに係る受付件数の推移(関東信越)



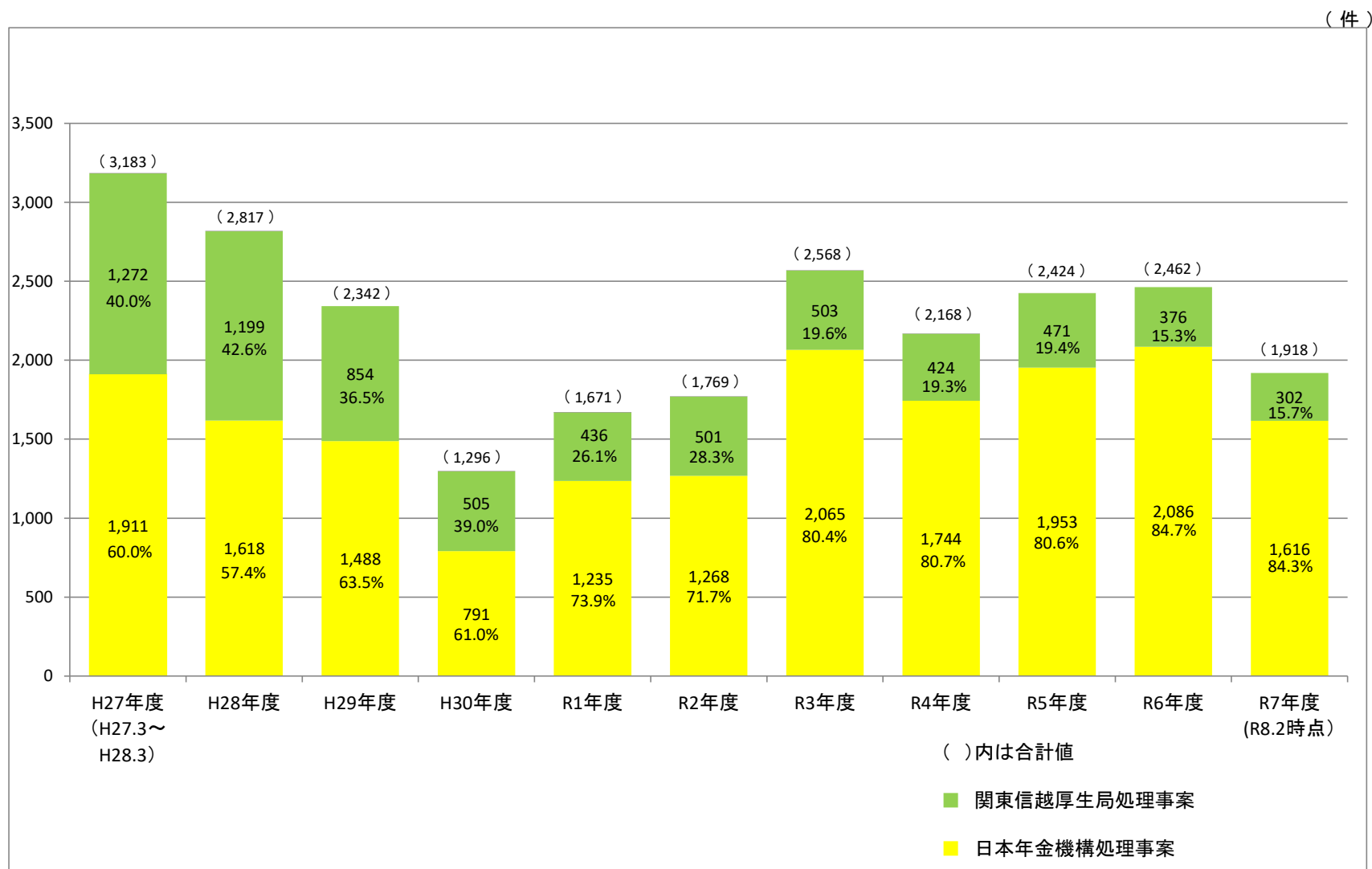
制度別の受付割合(関東信越)



※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 受付件数は、関東信越厚生局管内各都県内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

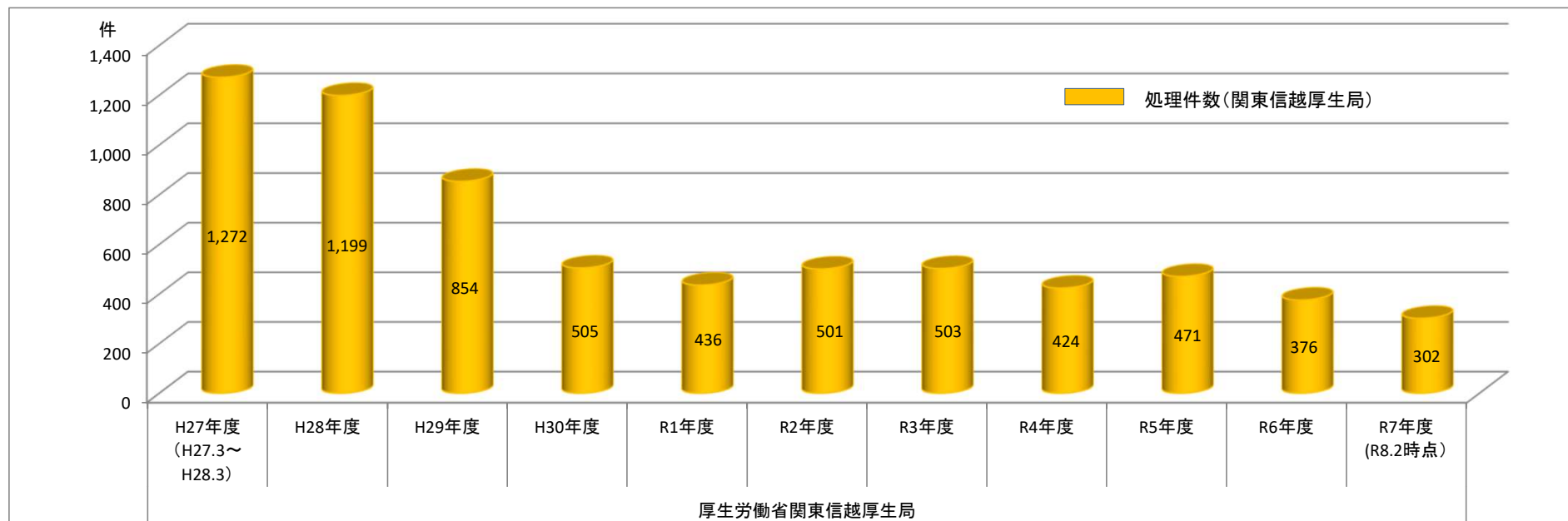
処理事案別の件数の推移(関東信越)



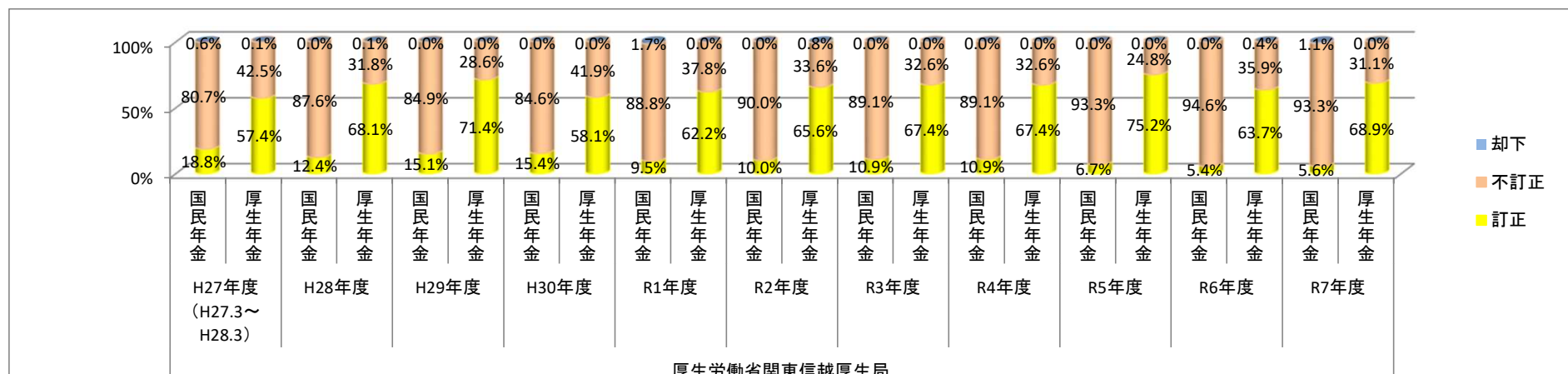
※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、関東信越厚生局管内各都県内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(関東信越)



制度別の処理事案割合(関東信越)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(関東信越)

	令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年3月)				令和7年度 (令和7年4月～令和8年2月)			
	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計
受付件数	158	1,823	10	1,991	128	2,147	10	2,285	124	2,246	3	2,373	115	2,589	2	2,706	121	2,751	1	2,873	107	2,271	2	2,380	96	2,656	2	2,754
処理件数	118	1,538	15	1,671	121	1,639	9	1,769	121	2,442	5	2,568	93	2,074	1	2,168	105	2,317	2	2,424	92	2,368	2	2,462	90	1,826	2	1,918
厚生局 処理	116	305	15	436	120	372	9	501	119	379	5	503	91	332	1	424	104	365	2	471	92	282	2	376	90	210	2	302
訂正 決定	11	197	2	210	12	248	2	262	13	259	0	272	6	250	0	256	7	276	0	283	5	180	1	186	5	146	0	151
不訂正 決定	103	108	13	224	108	122	6	236	106	120	5	231	85	82	1	168	97	89	2	188	87	102	1	190	84	64	2	150
請求 却下	2	0	0	2	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1
日本年金 機構で 記録訂正	2	1,233	0	1,235	1	1,267	0	1,268	2	2,063	0	2,065	2	1,742	0	1,744	1	1,952	0	1,953	0	2,086	0	2,086	0	1,616	0	1,616
訂正請求の 取下げ等	12	79	1	92	13	111	1	125	16	117	1	134	6	86	0	92	22	103	0	125	18	96	0	114	9	178	0	187

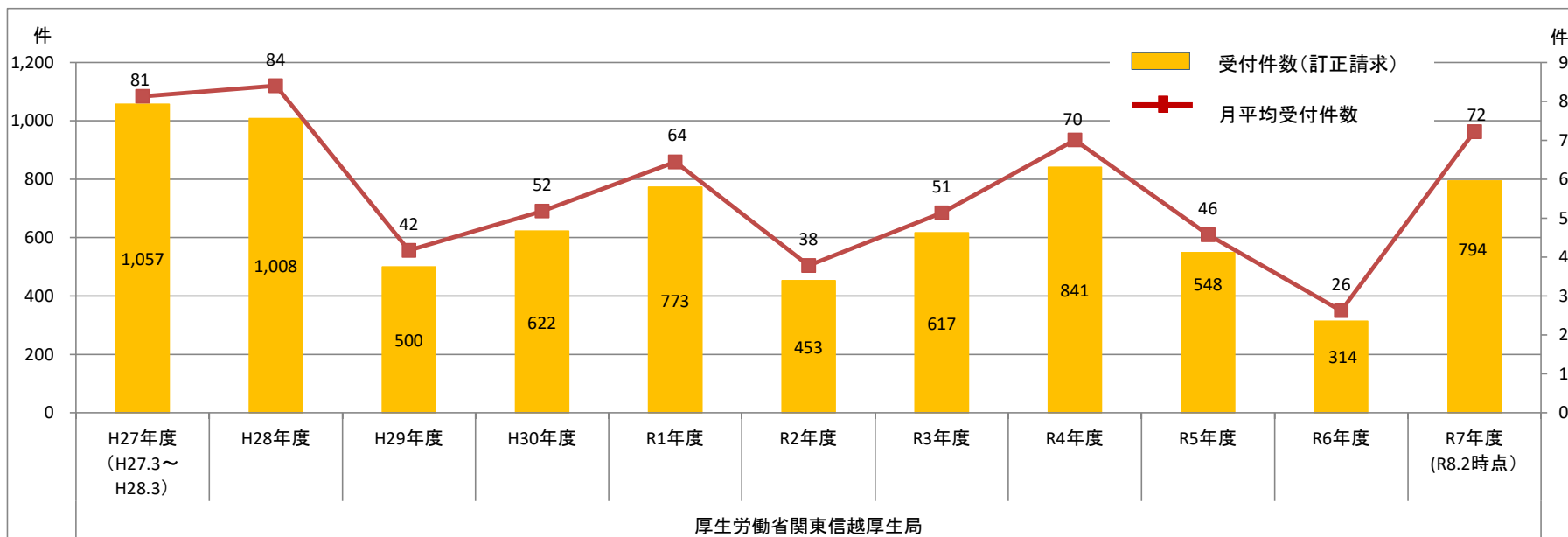
※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

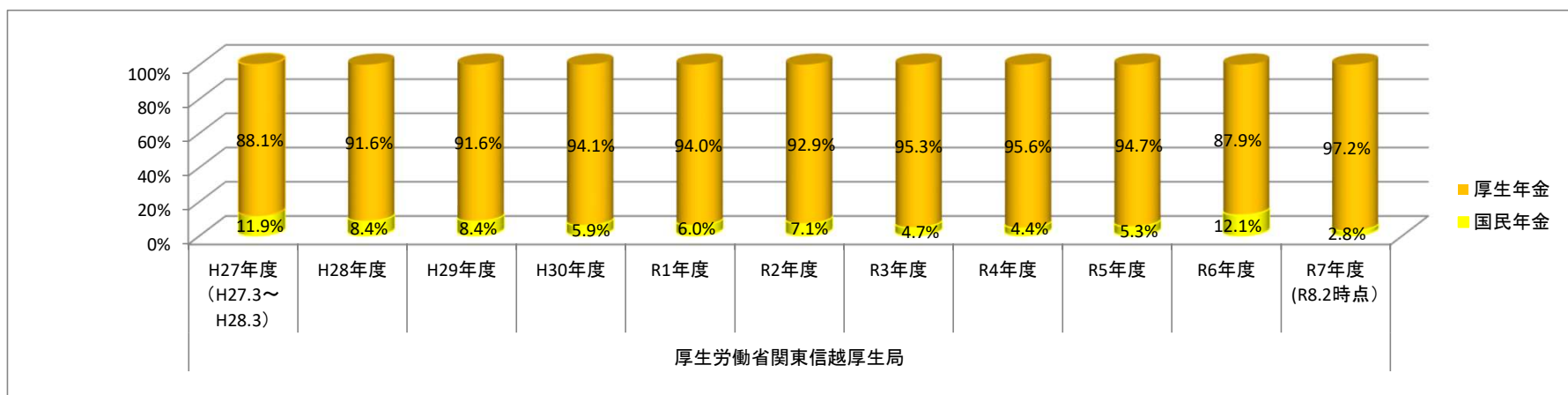
年金審査課

(茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野・山梨)

訂正手続きに係る受付件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



制度別の受付割合(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

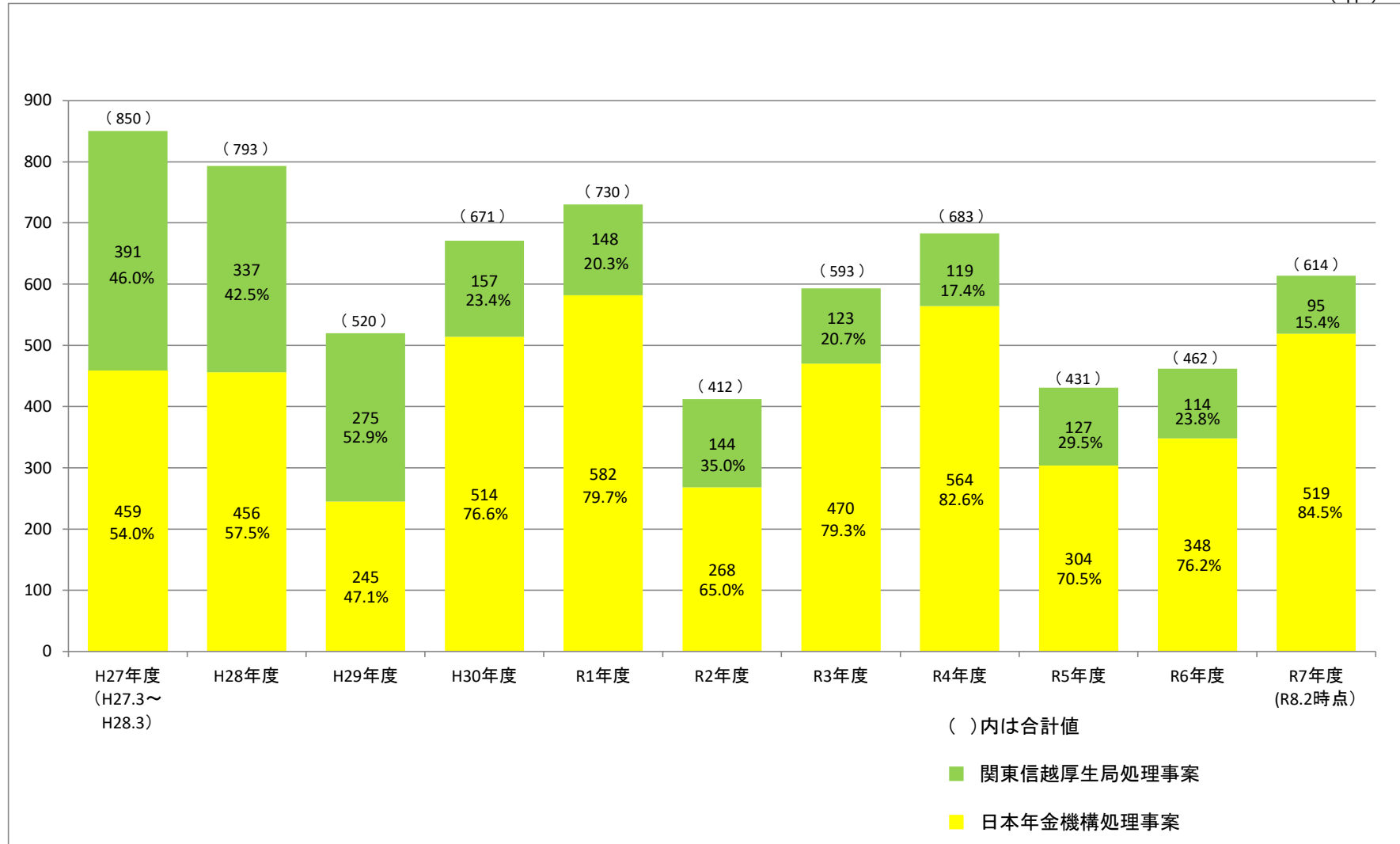


※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 受付件数は、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨各県内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

処理事案別の件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

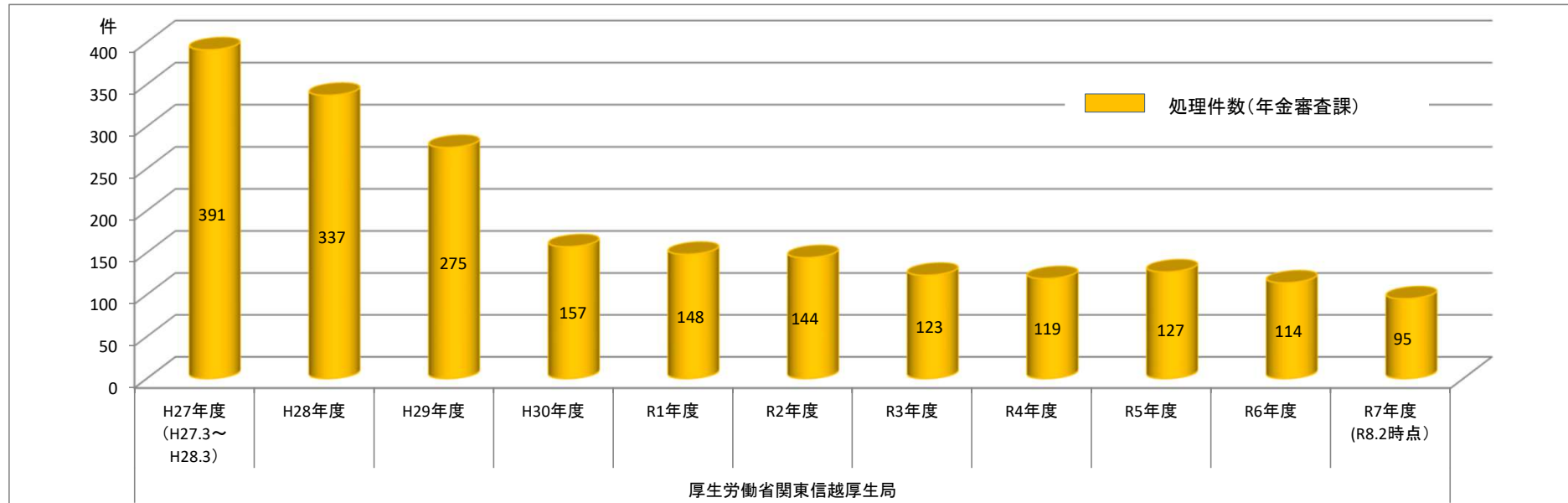
(件)



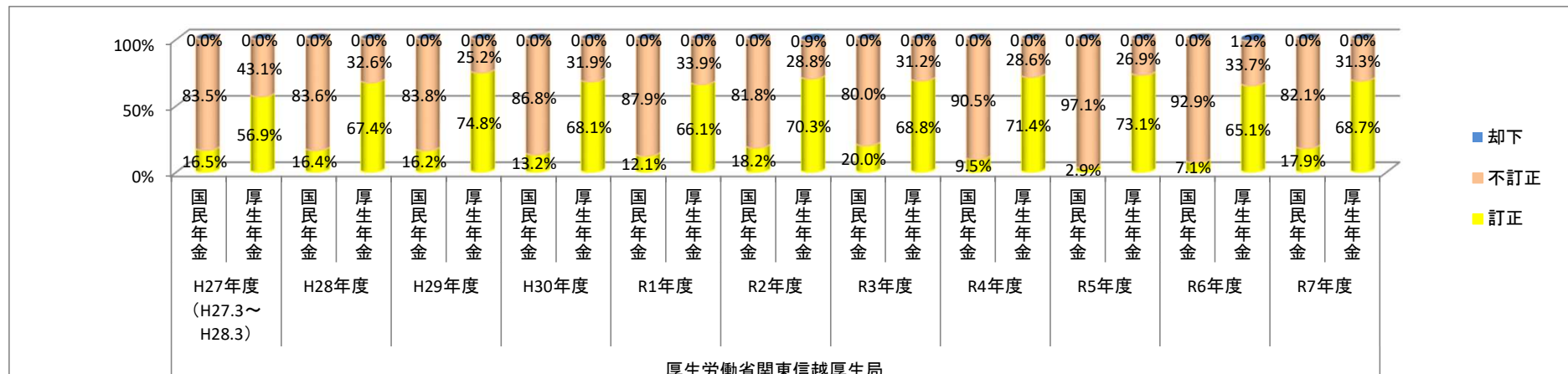
※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨各県内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



制度別の処理事案割合(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

	令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年3月)				令和7年度 (令和7年4月～令和8年2月)			
	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計
受付件数	46	725	2	773	32	416	5	453	29	586	2	617	37	802	2	841	29	519	0	548	38	276	0	314	22	771	1	794

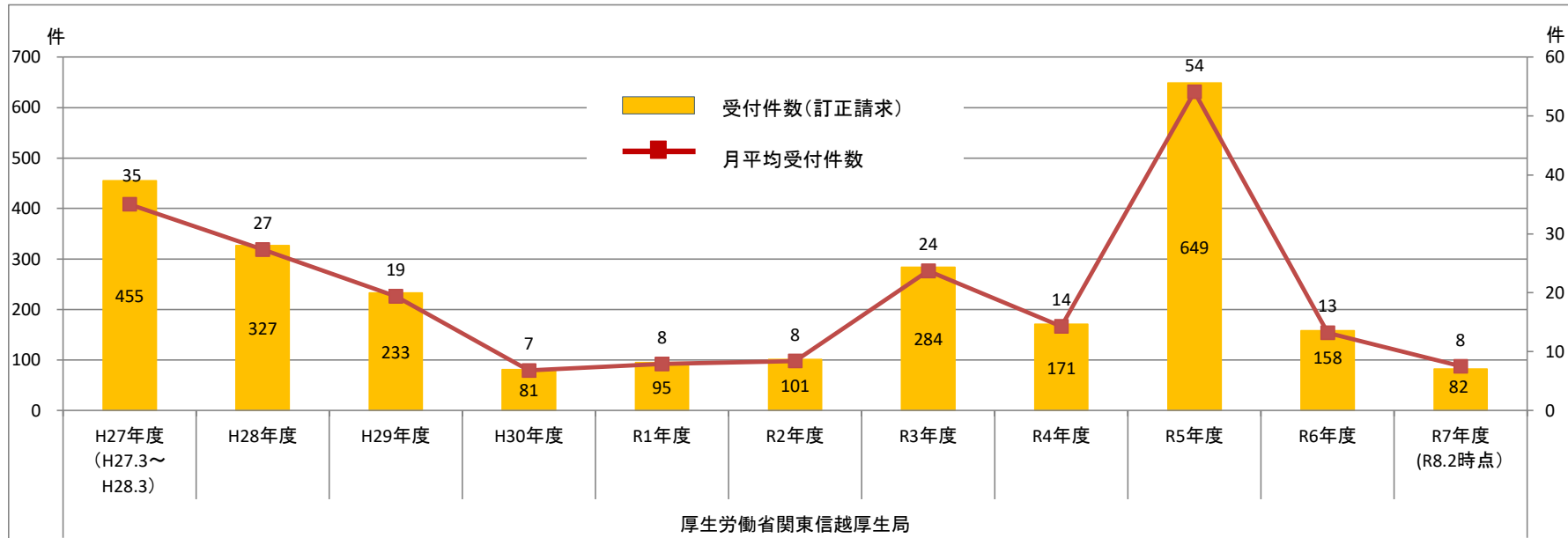
処理件数	34	694	2	730	33	376	3	412	31	558	4	593	22	661	0	683	34	395	2	431	28	434	0	462	28	585	1	614
厚生局処理	33	113	2	148	33	108	3	144	30	89	4	123	21	98	0	119	34	91	2	127	28	86	0	114	28	66	1	95
訂正決定	4	75	1	80	6	77	1	84	6	64	0	70	2	70	0	72	1	68	0	69	2	56	0	58	5	46	0	51
不訂正決定	29	38	1	68	27	30	2	59	24	25	4	53	19	28	0	47	33	23	2	58	26	29	0	55	23	20	1	44
請求却下	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
日本年金機構で記録訂正	1	581	0	582	0	268	0	268	1	469	0	470	1	563	0	564	0	304	0	304	0	348	0	348	0	519	0	519
訂正請求の取下げ等	4	33	0	37	2	33	0	35	4	42	0	46	2	26	0	28	7	28	0	35	2	30	0	32	2	26	0	28

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

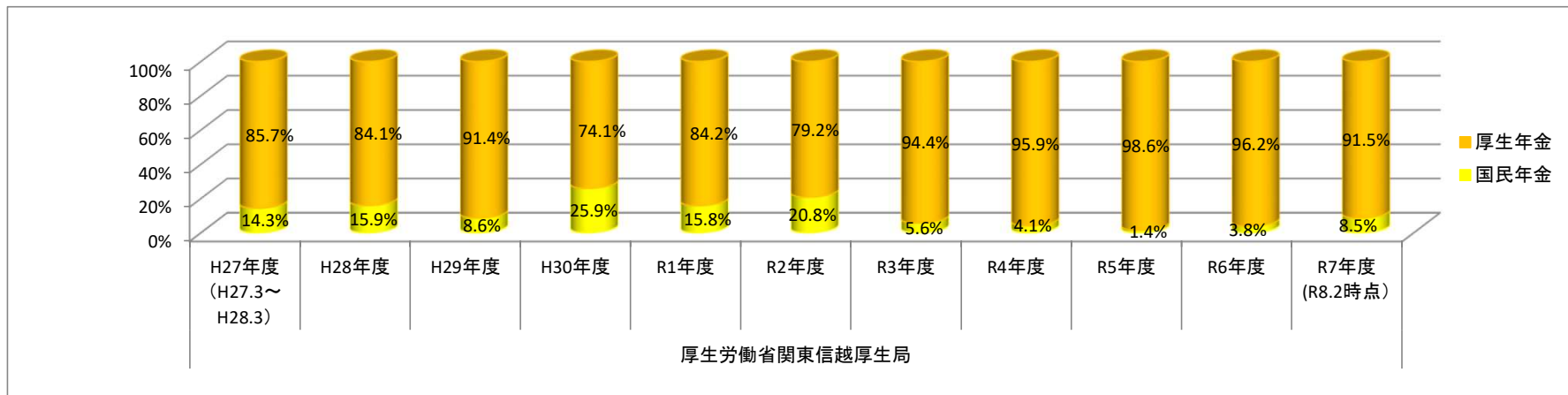
※2 数値は、厚生労働省HPより。

千葉年金審査分室

訂正手続きに係る受付件数の推移(千葉)



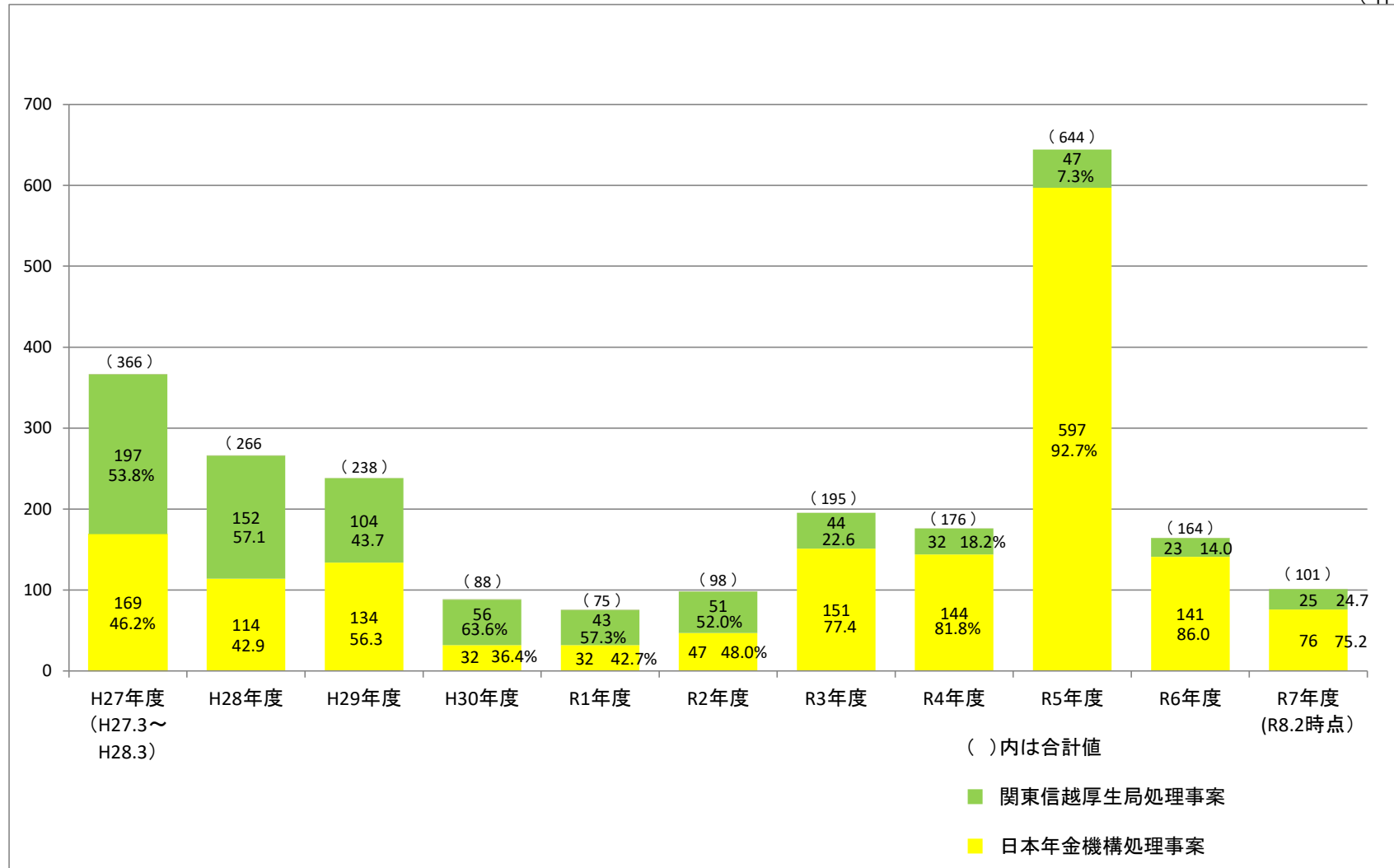
制度別の受付割合(千葉)



- ※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。
 ※2 受付件数は、千葉県内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

処理事案別の件数の推移(千葉)

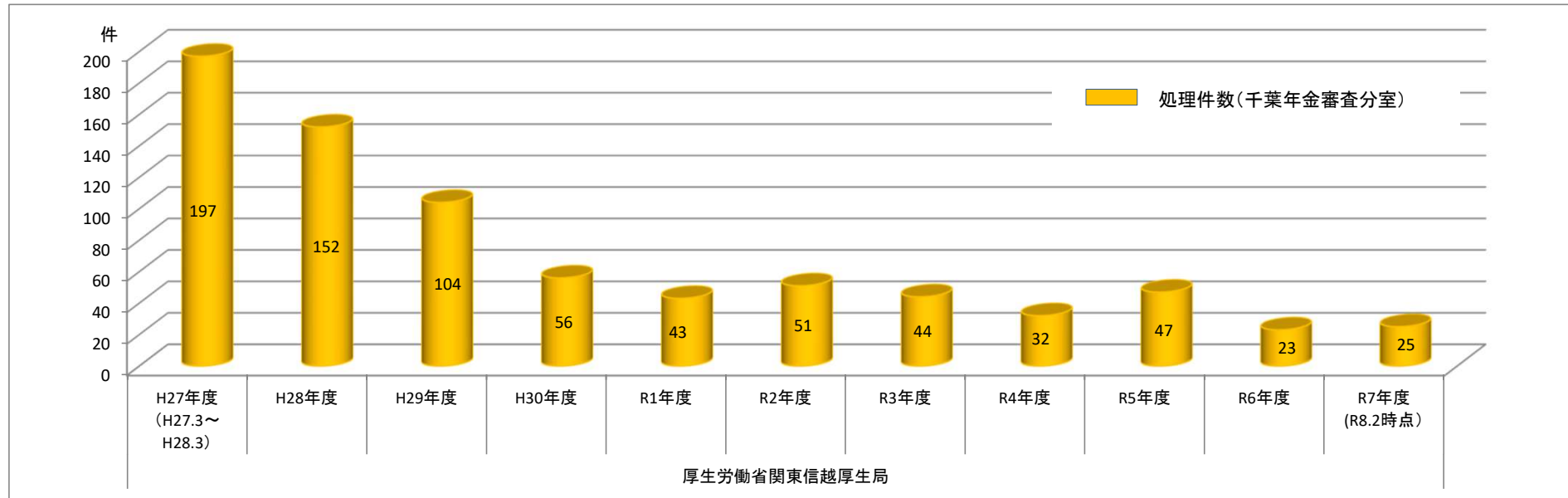
(件)



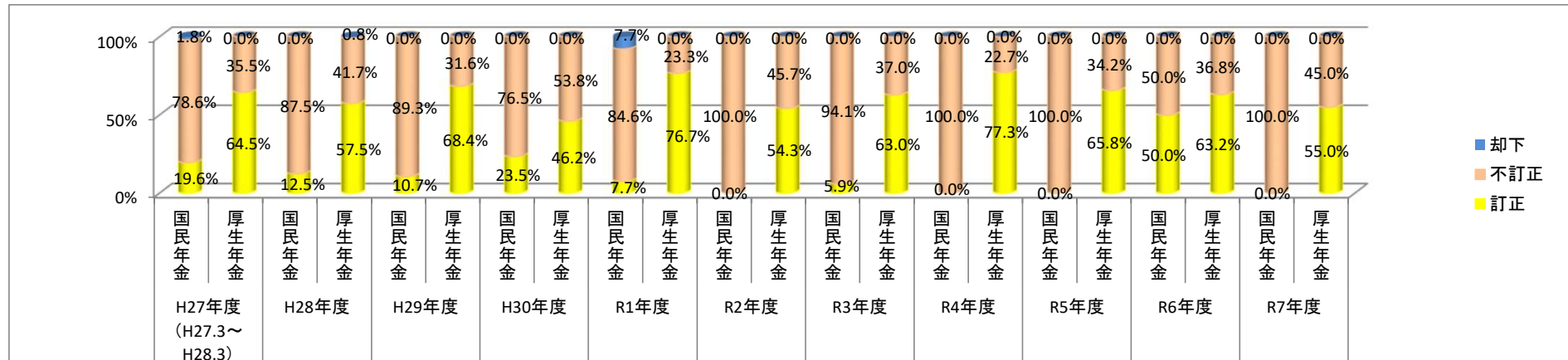
※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、千葉県内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(千葉)



制度別の処理事案割合(千葉)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(千葉)

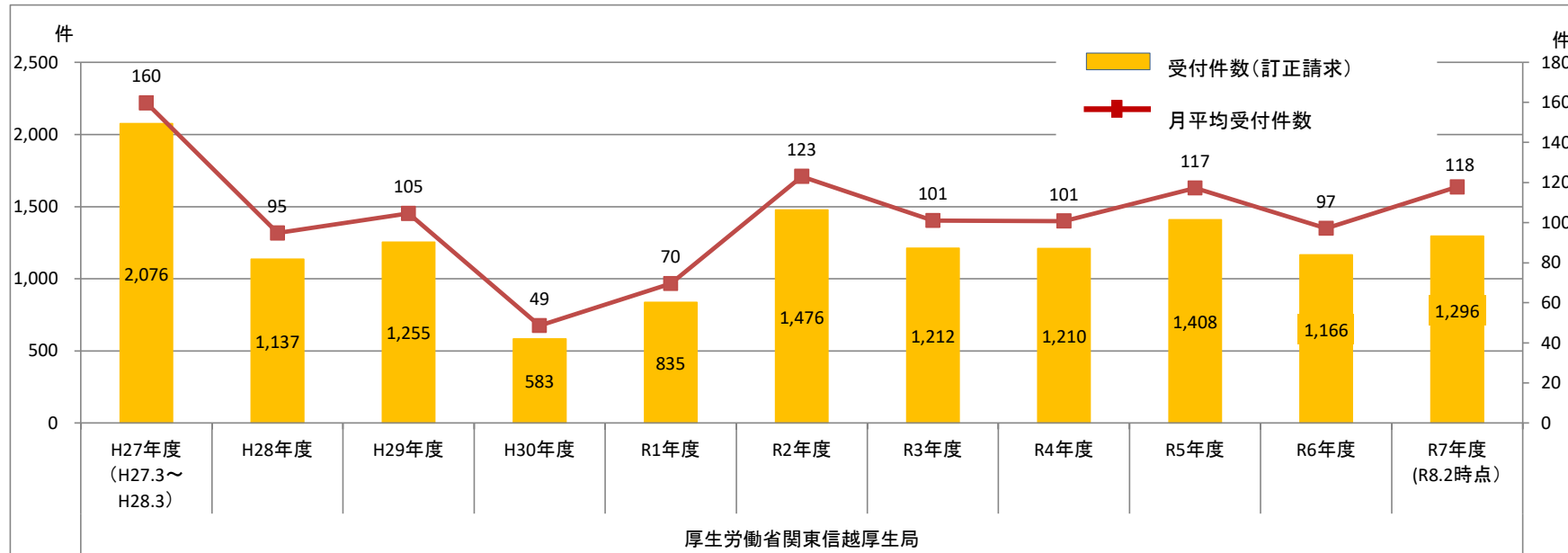
	令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年3月)				令和7年度 (令和7年4月～令和8年2月)			
	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計
受付件数	15	80	0	95	21	80	0	101	16	268	0	284	7	164	0	171	9	640	0	649	6	107	1	114	7	75	0	82

処理件数	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計
厚生局処理	13	61	1	75	16	82	0	98	17	178	0	195	10	166	0	176	9	635	0	644	4	160	0	164	5	95	1	101
訂正決定	1	23	0	24	0	19	0	19	1	17	0	18	0	17	0	17	0	25	0	25	2	12	0	14	0	11	0	11
不訂正決定	11	6	1	18	16	16	0	32	16	10	0	26	10	5	0	15	9	13	0	22	2	7	0	9	5	8	1	14
請求却下	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記録訂正	0	32	0	32	0	47	0	47	0	151	0	151	0	144	0	144	0	597	0	597	0	141	0	141	0	76	0	76
訂正請求の取下げ等	2	10	0	12	1	7	0	8	2	18	0	20	0	10	0	10	1	17	0	18	3	14	0	17	0	7	0	7

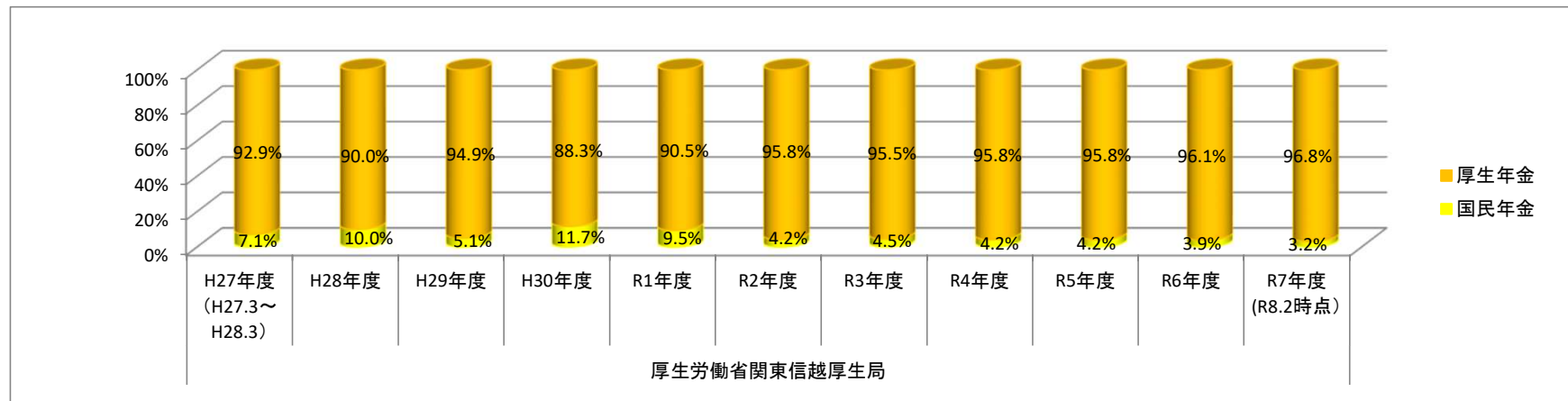
※1 速報値につき、件数については変動することがあります。
 ※2 数値は、厚生労働省HPより。

東京年金審査分室

訂正手続きに係る受付件数の推移(東京)

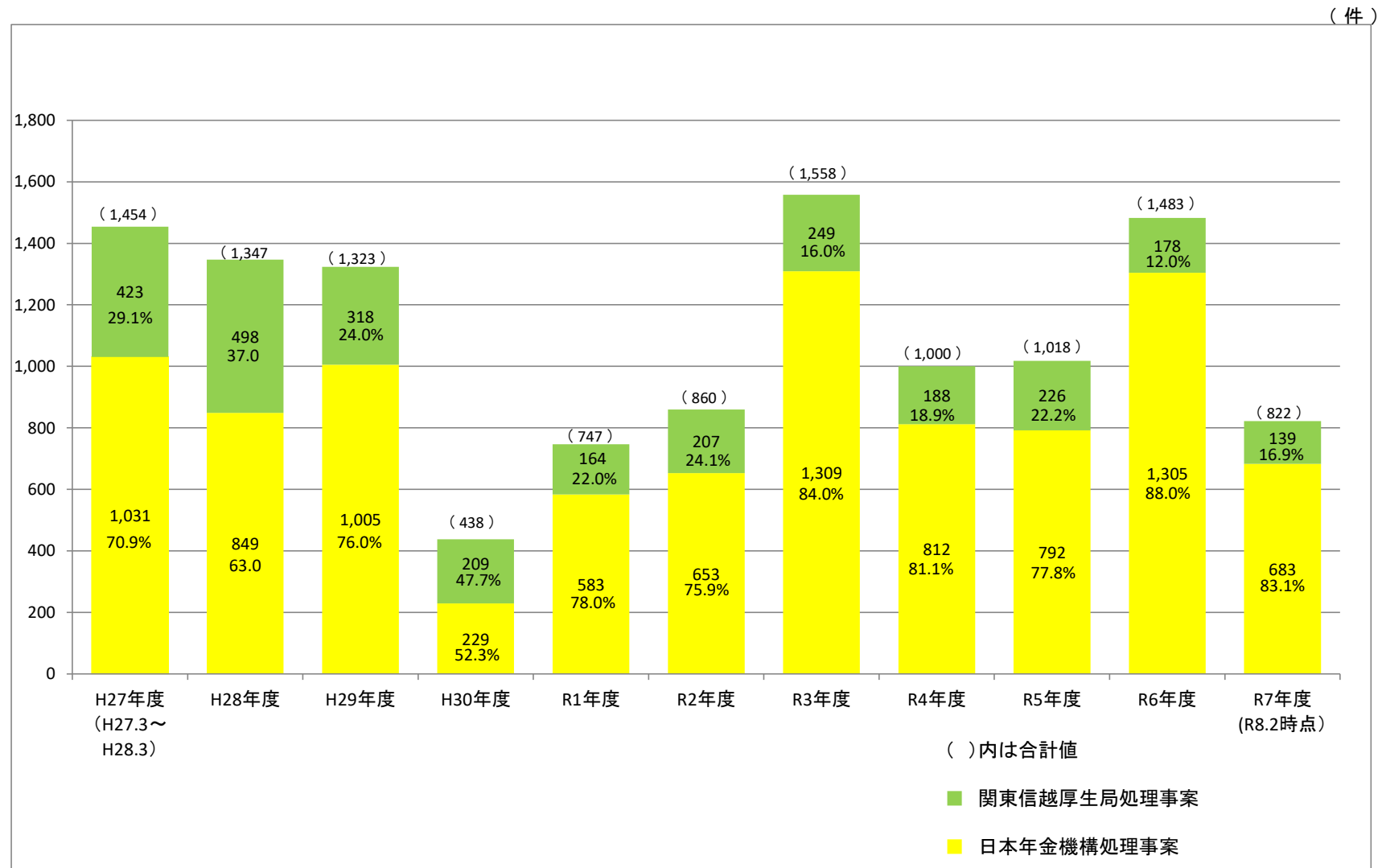


制度別の受付割合(東京)



- ※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。
 ※2 受付件数は、東京都内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

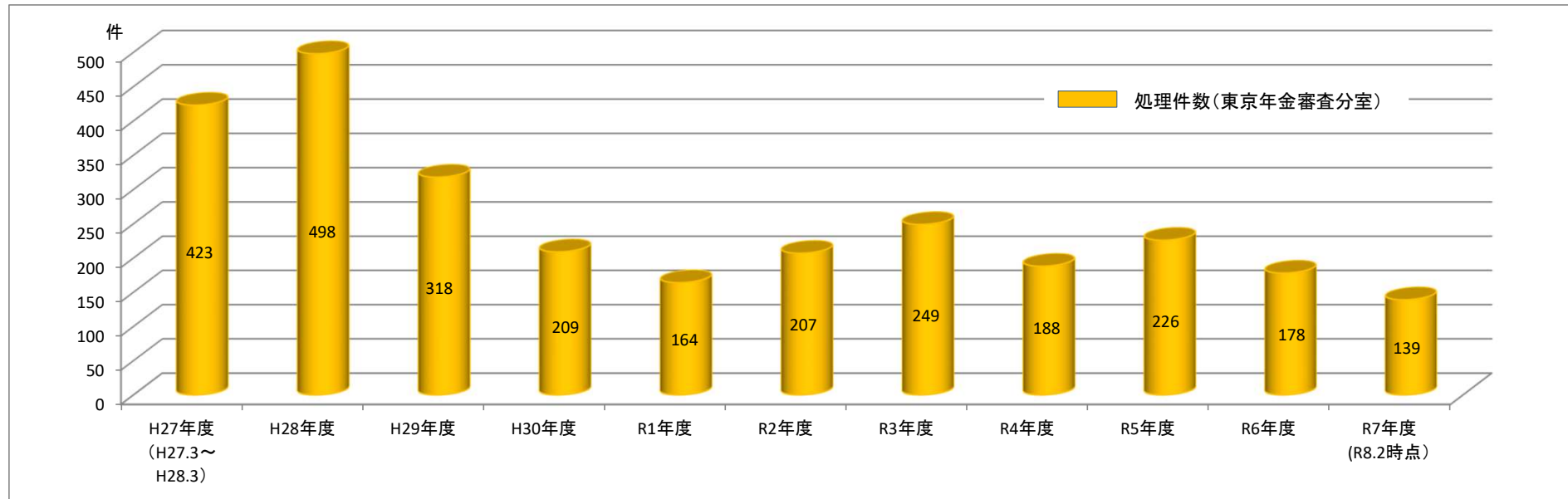
処理事案別の件数の推移(東京)



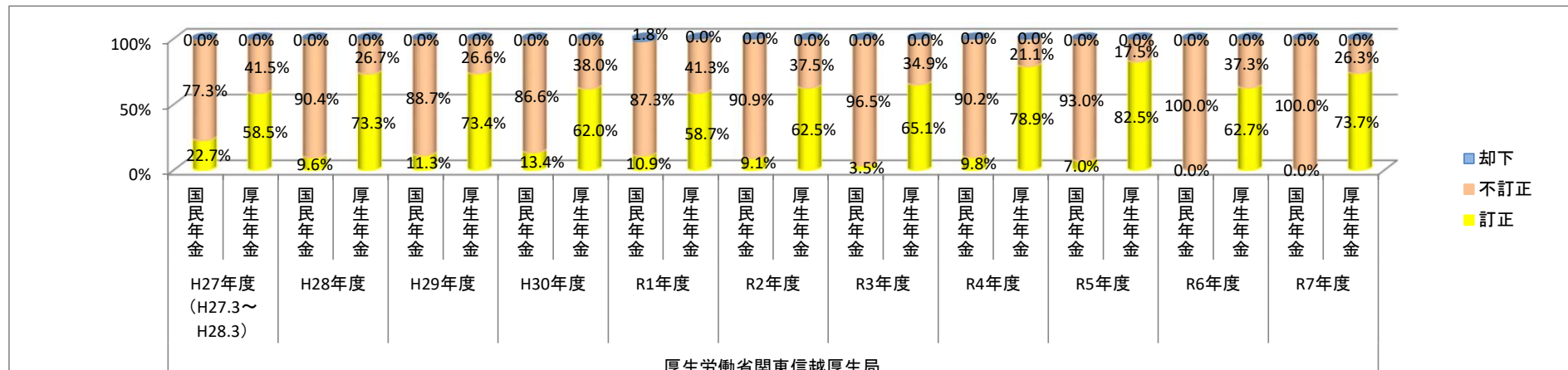
※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、東京都内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(東京)



制度別の処理事案割合(東京)



厚生労働省関東信越厚生局

※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(東京)

	令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年3月)				令和7年度 (令和7年4月～令和8年2月)			
	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計
受付件数	79	750	6	835	62	1,412	2	1,476	55	1,156	1	1,212	51	1,159	0	1,210	59	1,348	1	1,408	38	973	1	1,012	42	1,253	1	1,296

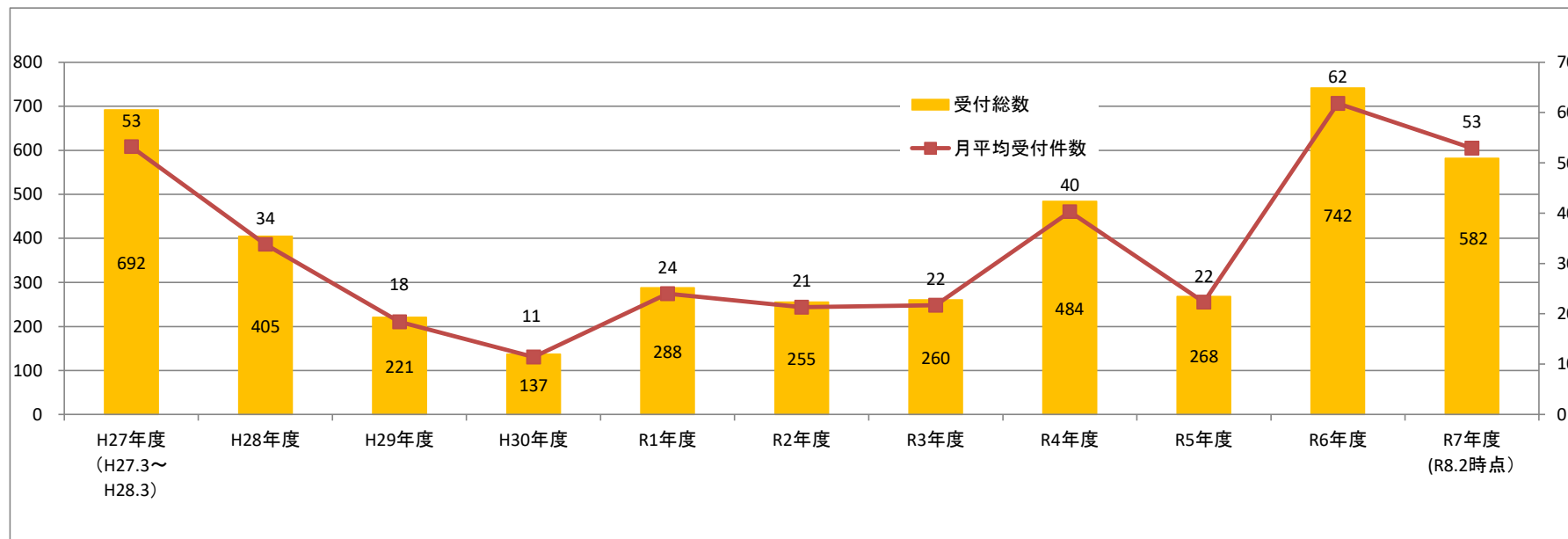
処理件数	56	684	7	747	56	801	3	860	58	1,500	0	1,558	42	957	1	1,000	43	975	0	1,018	44	1,437	2	1,483	40	782	0	822
厚生局処理	55	102	7	164	55	149	3	207	57	192	0	249	41	146	1	188	43	183	0	226	44	132	2	178	40	99	0	139
訂正決定	6	64	0	70	5	94	1	100	2	125	0	127	4	116	0	120	3	151	0	154	0	83	1	84	0	73	0	73
不訂正決定	48	38	7	93	50	55	2	107	55	67	0	122	37	30	1	68	40	32	0	72	44	49	1	94	40	26	0	66
請求却下	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記録訂正	1	582	0	583	1	652	0	653	1	1,308	0	1,309	1	811	0	812	0	792	0	792	0	1,305	0	1,305	0	683	0	683
訂正請求の取下げ等	5	27	1	33	10	50	0	60	6	47	1	54	3	38	0	41	10	39	0	49	8	37	0	45	4	33	0	37

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

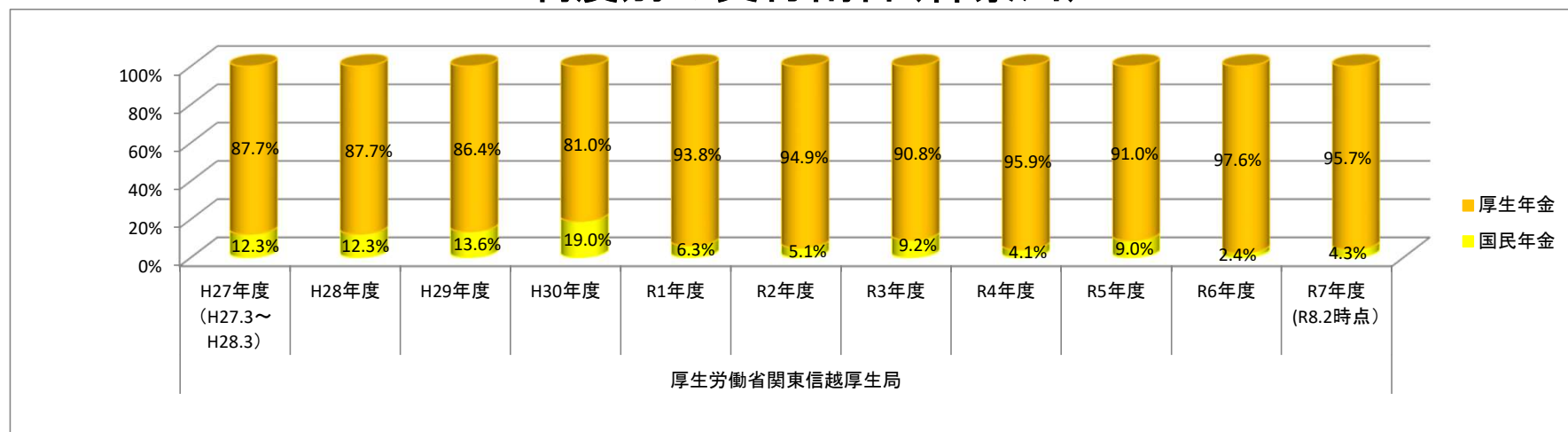
※2 数値は、厚生労働省HPより。

神奈川年金審査分室

訂正手続きに係る受付件数の推移(神奈川)



制度別の受付割合(神奈川)

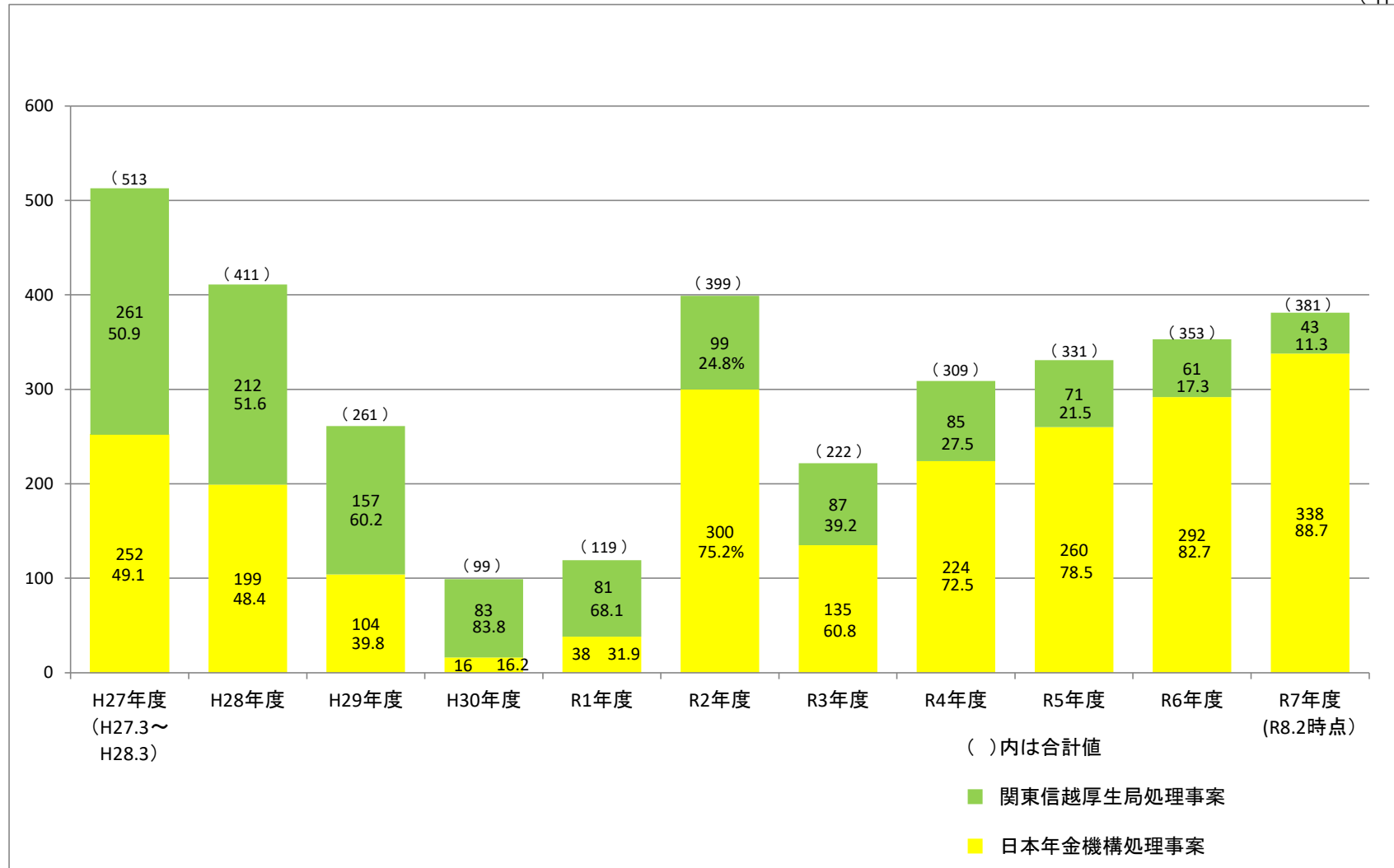


※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 受付件数は、神奈川県内の日本年金機構年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

処理事案別の件数の推移(神奈川)

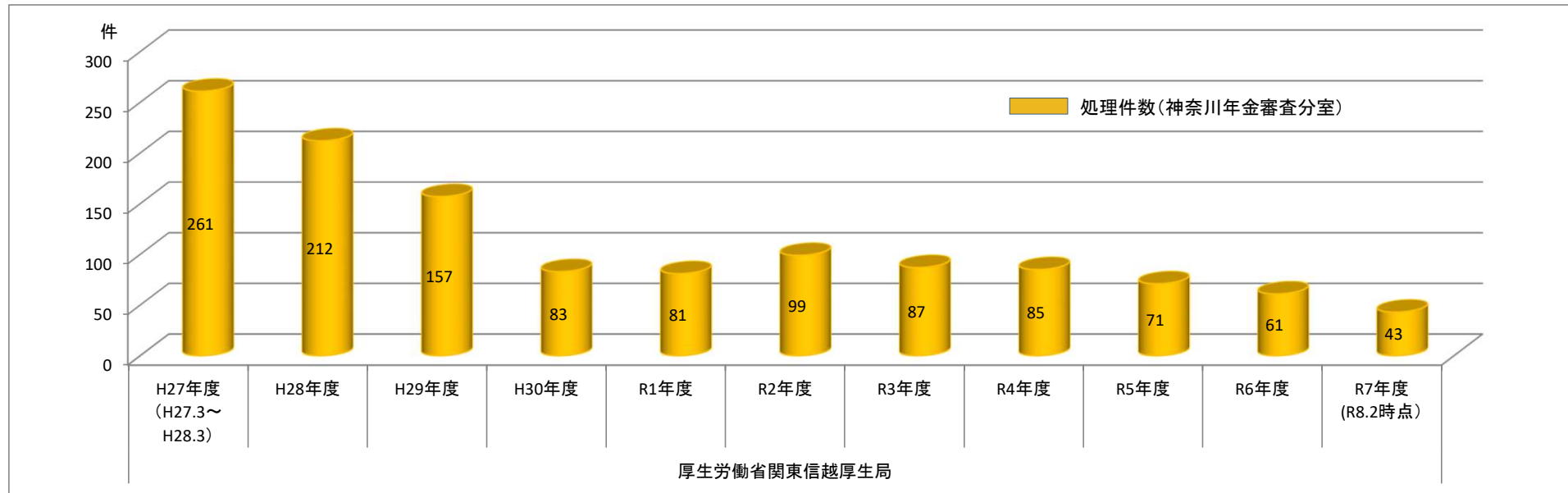
(件)



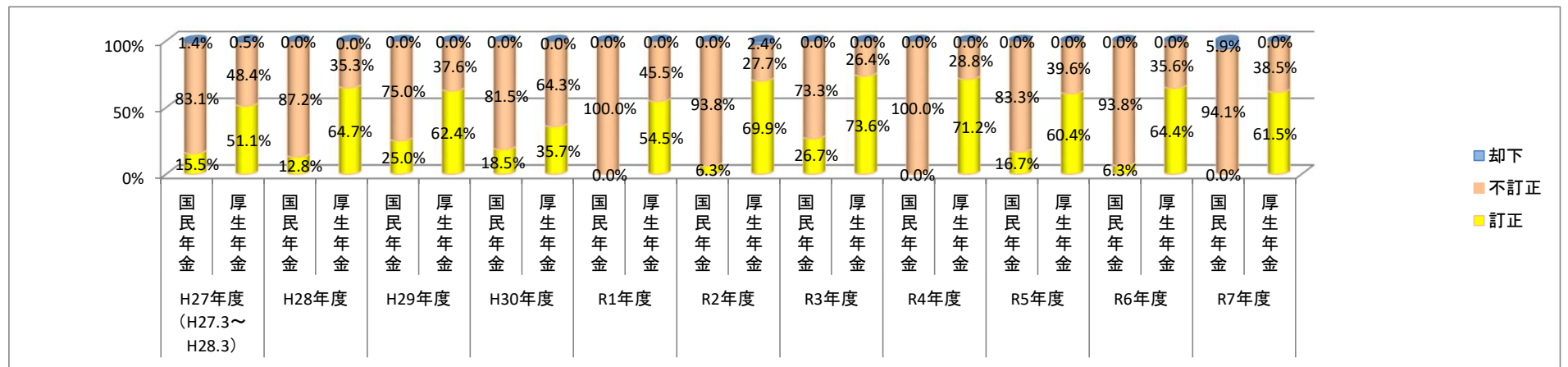
※1 事案件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 日本年金機構処理事案は、神奈川県内の日本年金機構年金事務所が処理した事案件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(神奈川県)



制度別の処理事案割合(神奈川県)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(神奈川)

	令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)				令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)				令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)				令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月)				令和6年度 (令和6年4月～令和7年3月)				令和7年度 (令和7年4月～令和8年2月)			
	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計
受付件数	18	268	2	288	13	239	3	255	24	236	0	260	20	464	0	484	24	244	0	268	16	683	0	699	25	557	0	582

処理件数																												
	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金	脱退手当金	計
	15	99	5	119	16	380	3	399	15	206	1	222	19	290	0	309	19	312	0	331	16	337	0	353	17	364	0	381
厚生局 処理	15	61	5	81	16	80	3	99	15	71	1	87	19	66	0	85	18	53	0	71	16	45	0	61	17	26	0	43
訂正 決定	0	35	1	36	1	58	0	59	4	53	0	57	0	47	0	47	3	32	0	35	1	29	0	30	0	16	0	16
不訂正 決定	15	26	4	45	15	21	2	38	11	18	1	30	19	19	0	38	15	21	0	36	15	16	0	31	16	10	0	26
請求 却下	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
日本年金 機構で 記録訂正	0	38	0	38	0	300	0	300	0	135	0	135	0	224	0	224	1	259	0	260	0	292	0	292	0	338	0	338
訂正請求の 取下げ等	1	9	0	10	0	21	1	22	4	10	0	14	1	12	0	13	4	19	0	23	5	15	0	20	3	112	0	115

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

年金記録の訂正に関する事業状況

(令和6年度事業状況及び令和7年度上期概況)

令和7年12月
厚生労働省年金局

年金記録の訂正に関する事業状況 目次

I 訂正請求の受付・処理状況			
1 受付状況		(3)－1 請求期間の月数別	18
(1) 訂正請求の受付状況の概況	1	(3)－2 請求期間の月数別(制度別の状況)	19
(2) 制度別の受付件数	2	(4) 請求期間の分類(事案類型)別の訂正月数・不訂正月数	20
2 処理状況		(5) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況	21
(1) 訂正請求の処理状況の概況	3	3 日本年金機構段階の訂正状況	22
(2) 制度別・処理事案別の処理件数	4	4 訂正処理基準区分の内容	23
(3) 制度別の処理件数(推移)	5		
(4) 処理事案別の処理件数(推移)	6	III その他の事業状況	
(5) 訂正手続きにおける記録訂正の推移	7	1 地方年金記録訂正審議会	24
(6) 厚生局処理事案の制度別・処分別件数(内訳)	8	2 審査請求	27
3 処理中事案の状況	9	3 訴訟	29
4 処理期間の状況		IV 事務実施体制	
(1) 厚生局処理事案に係る処理期間	10	1 事務執行体制	30
(2) 機構処理事案に係る処理期間	10	2 諮問機関	31
		3 関係条文	32
II 請求内容・処分の状況		参考資料1 年金記録の訂正手続きについて	35
1 厚生局処理事案の請求者等の状況		参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)	36
(1) 請求者区分別・被保険者の性別別	11	参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)	38
(2) 被保険者年齢階層別	12	参考資料4 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理の実績	40
(3) 被保険者の区分別	13	参考資料5 処理事案の分析について	41
2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間等の状況			
(1)－1 請求期間の分類(事案類型)別	14		
(1)－2 請求期間の分類(事案類型)別(訂正決定率)	15		
(2)－1 請求期間の(時期)別	16		
(2)－2 請求期間の(時期)別(制度別の状況)	17		

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 令和6年度の受付状況

- 令和6年度(令和6年4月から令和7年3月まで)の訂正請求の受付件数は4,500件であり、前年度同期(令和5年4月から令和6年3月まで)に比べて、954件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4,286件(前年度同期比939件減)、国民年金209件(同15件減)、脱退手当金5件(同増減0件)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示しているが、平成28年度以降は、概ね5千件前後で推移している。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が95.2%となっている。

② 令和7年度上期の受付状況

- 令和7年度上期(令和7年4月から同年9月まで)における訂正請求の受付件数(速報値)は、2,721件であり、前年度同期(令和6年4月から同年9月まで)の1,902件と比べて、819件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金2,619件(前年度同期比829件増)、国民年金100件(同10件減)、脱退手当金2件(同増減0件)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
厚生年金	7,368 (86.5%)	4,818 (91.0%)	4,206 (91.0%)	3,061 (89.4%)	4,216 (92.4%)
(個別請求)	3,902 (45.8%)	2,214 (41.8%)	1,620 (35.1%)	931 (27.2%)	1,678 (36.8%)
(一括請求)	3,466 (40.7%)	2,604 (49.2%)	2,586 (56.0%)	2,130 (62.2%)	2,538 (55.6%)
国民年金	1,060 (12.4%)	435 (8.2%)	373 (8.1%)	336 (9.8%)	320 (7.0%)
脱退手当金	88 (1.0%)	39 (0.7%)	42 (0.9%)	28 (0.8%)	29 (0.6%)
合計	8,516 (100.0%)	5,292 (100.0%)	4,621 (100.0%)	3,425 (100.0%)	4,565 (100.0%)

- 厚生年金(個別請求)
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- 厚生年金(一括請求)
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度上期 (速報値)
厚生年金	4,998 (94.4%)	5,743 (95.5%)	4,739 (95.4%)	5,225 (95.8%)	4,286 (95.2%)	2,619 (96.3%)
(個別請求)	1,244 (23.5%)	1,531 (25.5%)	1,262 (25.4%)	1,241 (22.8%)	1,101 (24.5%)	666 (24.5%)
(一括請求)	3,754 (70.9%)	4,212 (70.0%)	3,477 (70.0%)	3,984 (73.0%)	3,185 (70.8%)	1,953 (71.8%)
国民年金	276 (5.2%)	258 (4.3%)	219 (4.4%)	224 (4.1%)	209 (4.6%)	100 (3.7%)
脱退手当金	20 (0.4%)	12 (0.2%)	11 (0.2%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.1%)
合計	5,294 (100.0%)	6,013 (100.0%)	4,969 (100.0%)	5,454 (100.0%)	4,500 (100.0%)	2,721 (100.0%)

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) 訂正請求の処理状況の概況

① 令和6年度の処理状況

- 令和6年度(令和6年4月から令和7年3月まで)の訂正請求の処理件数は4,417件であり、前年度同期(令和5年4月から令和6年3月まで)に比べて、462件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4,221件(前年度同期比450件減)、国民年金193件(同7件減)、脱退手当金3件(同5件減)となっている。
- 訂正請求の処理件数の制度別の割合は、厚生年金の割合が95.6%(個別請求22.1%、一括請求73.5%)を占めているおり、特に、近年は、一括請求の割合が全体の7割程度を占める状況となっている。
- 処理事案別の処理件数としては、厚生局処理事案が18.7%、機構処理事案が81.3%となっており、近年は、厚生局処理事案の割合が2割程度、機構処理事案の割合が8割程度となっている。

② 令和7年度上期の処理状況

- 令和7年度上期(令和7年4月から同年9月まで)における訂正請求の処理件数(速報値)は、2,174件であり、前年度同期(令和6年4月から同年9月まで)の2,176件と比べて、2件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金2,083件(前年度同期比4件増)、国民年金88件(同9件減)、脱退手当金3件(同3件増)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(2) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	令和4年度						令和5年度						令和6年度						令和7年度上期(速報値)					
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計			
厚生局処理事案	651	105	756	182	10	948	546	195	741	197	8	946	526	106	632	193	3	828	222	49	271	87	3	361
訂正決定	447	103	550	11	1	562	361	193	554	10	0	564	317	106	423	10	1	434	147	47	194	2	0	196
(全期間訂正)	376	100	476	10	1	487	282	181	463	6	0	469	232	99	331	8	0	339	114	44	158	2	0	160
(一部期間訂正)	71	3	74	1	0	75	79	12	91	4	0	95	85	7	92	2	1	95	33	3	36	0	0	36
不訂正決定	203	2	205	171	9	385	185	2	187	186	8	381	208	0	208	182	2	392	75	2	77	83	3	163
請求却下	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	2	0	0	0	2	0	2
機構処理事案	532	2,758	3,290	4	0	3,294	540	3,390	3,930	3	0	3,933	448	3,141	3,589	0	0	3,589	313	1,499	1,812	1	0	1,813
処理事案合計	1,183	2,863	4,046	186	10	4,242	1,086	3,585	4,671	200	8	4,879	974	3,247	4,221	193	3	4,417	535	1,548	2,083	88	3	2,174
訂正請求の取下げ等	139	73	212	14	1	227	167	144	311	33	1	345	118	94	212	33	0	245	60	130	190	8	0	198

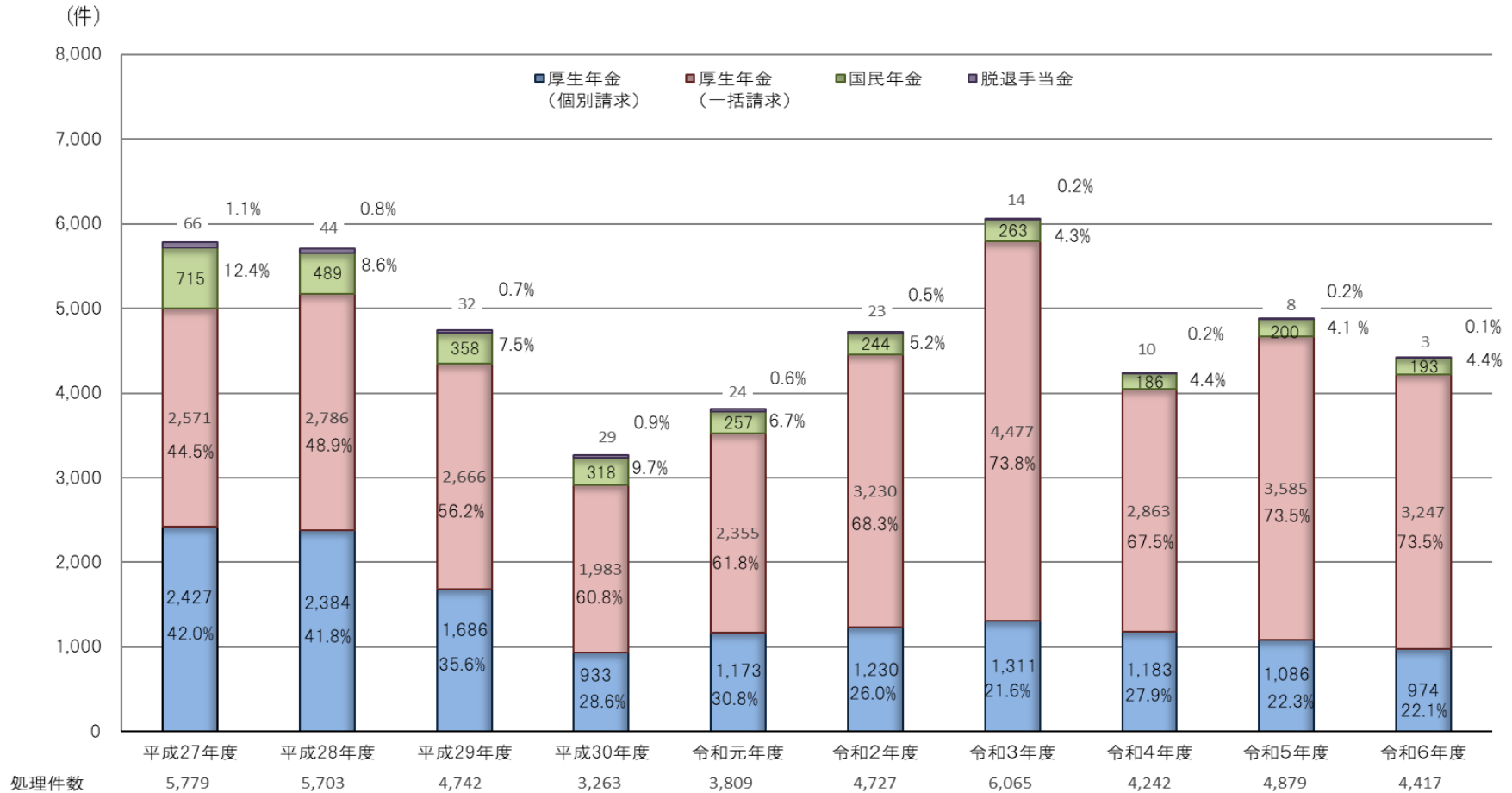
[参考:別掲]												
機構処理事案 (一部期間訂正)	44	16	60	68	18	86	46	20	66			

- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所ですべて訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

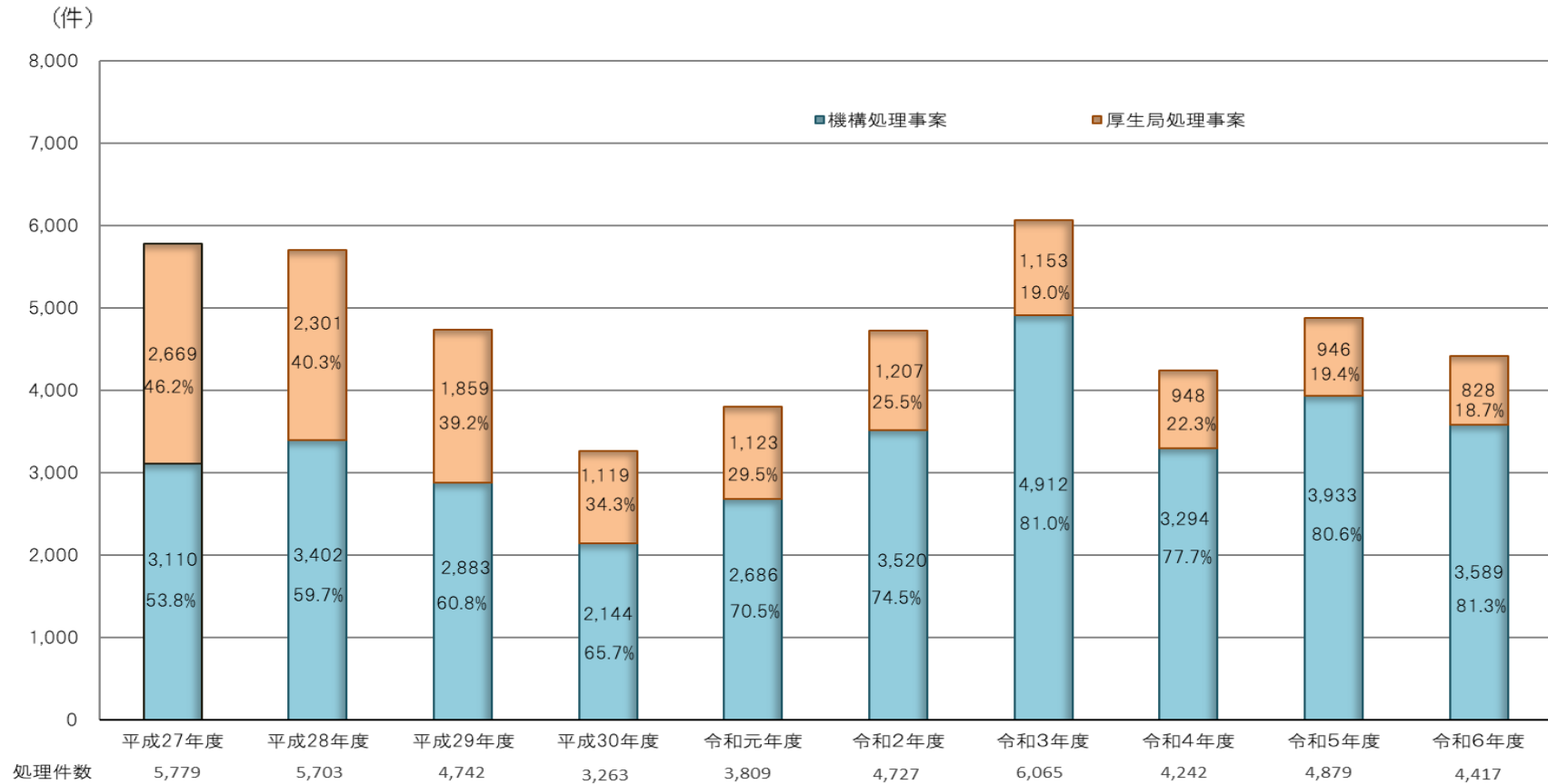
(3) 制度別の処理件数(推移)



I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(4) 処理事案別の処理件数(推移)



I 訂正請求の受付・処理状況

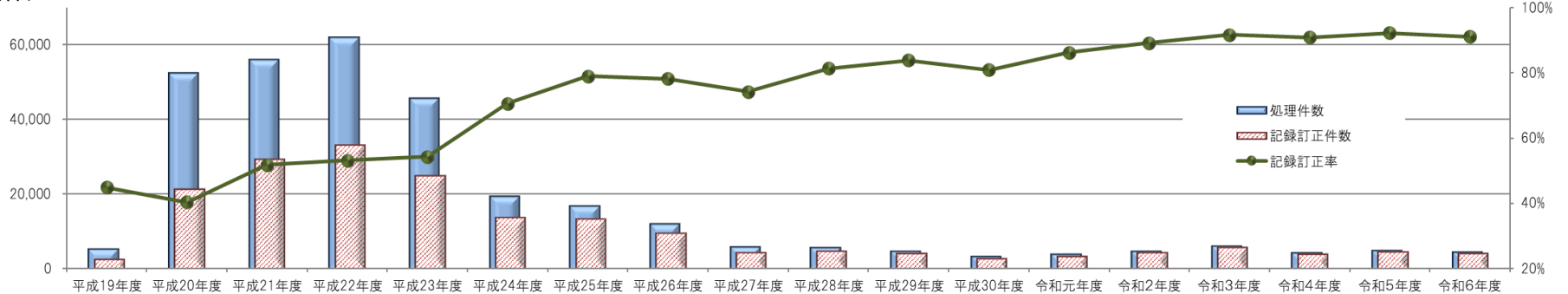
2 処理状況

(5) 訂正手続における記録訂正の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求									
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理件数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742	3,263	3,809	4,727	6,065	4,242	4,879	4,417
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980	2,641	3,282	4,215	5,563	3,856	4,497	4,023
訂正必要 訂正決定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097	497	596	695	651	562	564	434
機構訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883	2,144	2,686	3,520	4,912	3,294	3,933	3,589
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%	80.9%	86.2%	89.2%	91.7%	90.9%	92.2%	91.1%

(件)



- 注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。
 注2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。
 注3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

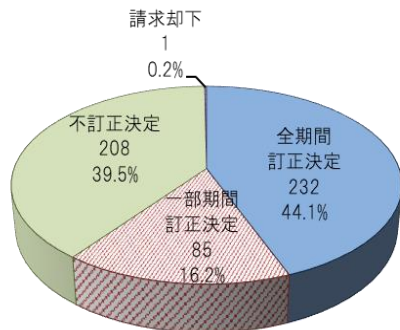
I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

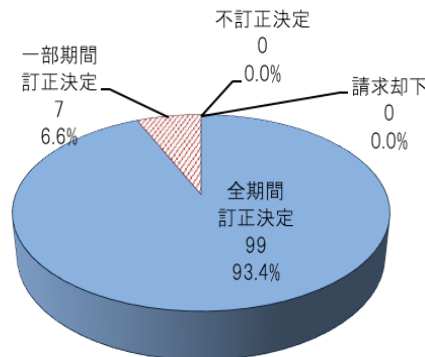
(6) 厚生局処理事案の制度別・処分別の状況(内訳)

〈令和6年度〉

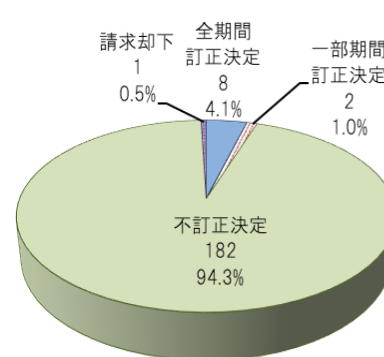
〔厚生年金(個別請求)〕



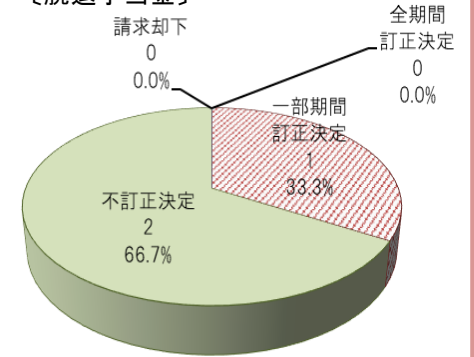
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

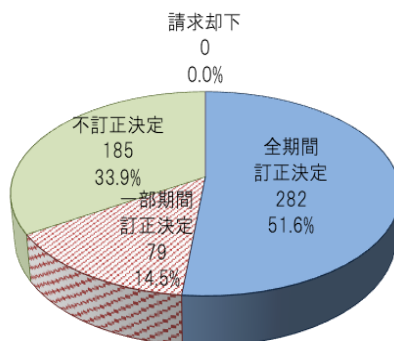


〔脱退手当金〕 (件)

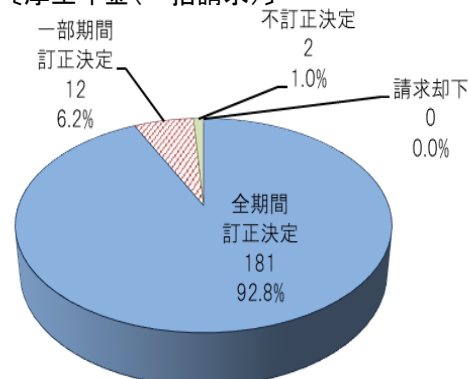


〈参考: 令和5年度〉

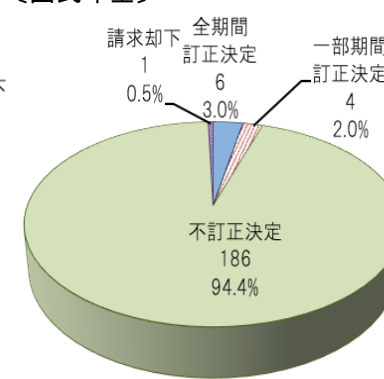
〔厚生年金(個別請求)〕



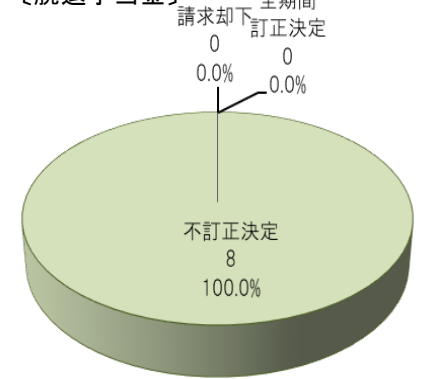
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕 (件)



I 訂正請求の受付・処理状況

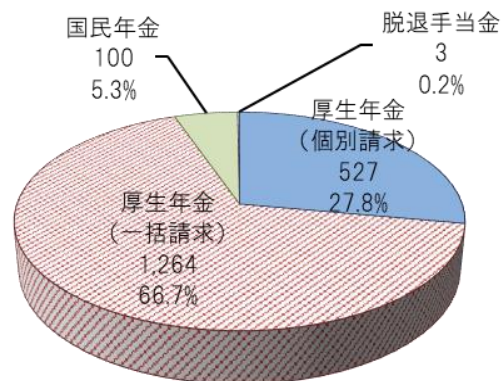
3 処理中事案の状況

○ 処理中事案件数(令和6年度末現在)

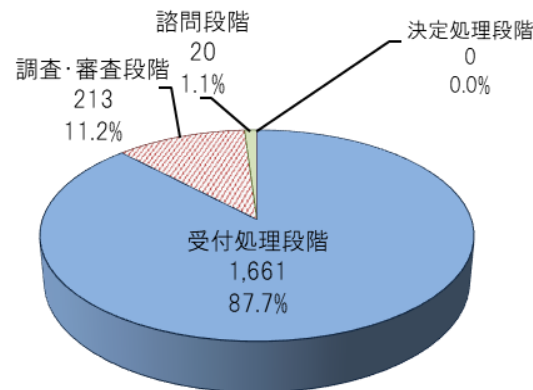
(件)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 令和5年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	16,724	31,936	48,660	3,710	279	52,649	48,149
② 処理件数	14,362	29,754	44,116	3,222	252	47,590	43,175
③ 請求取下げ等の累計	1,835	918	2,753	388	24	3,165	2,917
処理中事案件数 (① - (② + ③))	527	1,264	1,791	100	3	1,894	2,057
日本年金機構の受付処理段階	389	1,223	1,612	47	2	1,661	1,746
地方厚生(支)局の調査・審査段階	126	41	167	46	0	213	291
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	12	0	12	7	1	20	20
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	0	0	0	0

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 令和5年度 全制度平均	標準処理期間
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	251.7 日	263.0 日	253.6 日	218.3 日	281.3 日	245.5 日	244.6 日	143 日
ア 機構受付処理期間	126.1 日	153.5 日	130.7 日	108.0 日	152.3 日	125.5 日	126.5 日	40 日
イ 厚生局処理期間	125.7 日	109.5 日	122.9 日	110.3 日	129.0 日	120.0 日	118.1 日	103 日
② 機構訂正処理期間	40.3 日	31.1 日	38.0 日	37.4 日	42.0 日	38.0 日	35.9 日	25 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、令和6年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)
 2 「② 機構訂正処理期間」は、令和6年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 令和5年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	75.3 日	89.0 日	87.2 日	-	-	87.2 日	85.3 日

注 「③ 機構処理期間」は、令和6年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

各処理期間の定義

《厚生局処理事案》



- 訂正請求書受付日
 - 厚生局送付日
 - 処分通知書送付日
 - 機構訂正通知送付日
- ① 訂正請求処理期間 「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)
 ア 機構受付処理期間 訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間
 イ 厚生局処理期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間
 ② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

《機構処理事案》

- ③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 厚生局処理事案の請求者等の状況

(1) 請求者区分別・被保険者の性別別

(件)

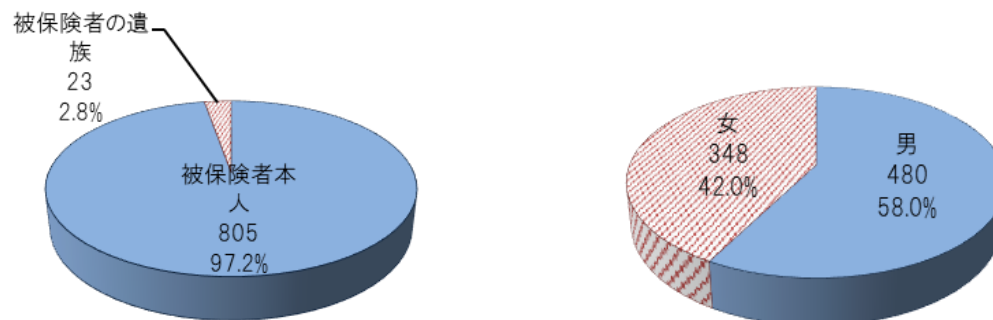
	請求者区分別								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金	381	232	613	16	3	19	397	235	632
（個別請求）	315	192	507	16	3	19	331	195	526
（一括請求）	66	40	106	0	0	0	66	40	106
国民年金	81	109	190	2	1	3	83	110	193
脱退手当金	0	2	2	0	1	1	0	3	3
合計	462	343	805	18	5	23	480	348	828

注1 令和6年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 「被保険者」には、現存被保険者の他、被保険者であった者を含む(以下同じ)。

3 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である(請求者(遺族)の性別ではない)。

《請求者区分別・被保険者性別別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 厚生局処理事案の請求者等の状況

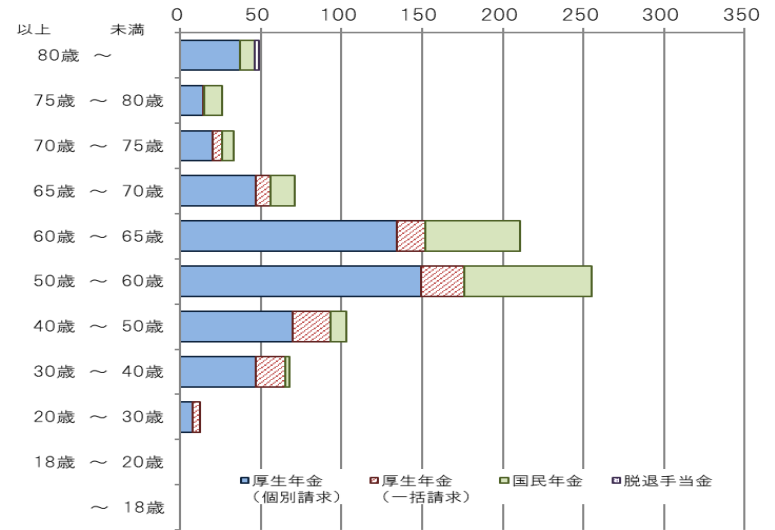
(2) 被保険者年齢階層別

(件)

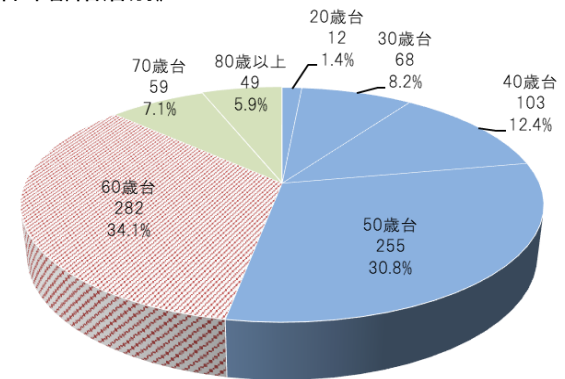
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳～	37	0	37	9	3	49
75歳～80歳	14	1	15	11	0	26
70歳～75歳	20	6	26	7	0	33
65歳～70歳	47	9	56	15	0	71
60歳～65歳	134	18	152	59	0	211
50歳～60歳	149	27	176	79	0	255
40歳～50歳	70	23	93	10	0	103
30歳～40歳	47	18	65	3	0	68
20歳～30歳	8	4	12	0	0	12
18歳～20歳	0	0	0	0	0	0
～18歳	0	0	0	0	0	0
合計	526	106	632	193	3	828

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》

(件)



《被保険者年齢階層別》



注1 令和6年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 厚生局処理事案の請求者等の状況

(3) 被保険者の区分別

(件)

	被 保 険 者 の 区 分			
	被 保 険 者 等	裁 定 済 み 者	納 付 要 件 充 足 者	合 計
厚生年金	466	162	4	632
（個別請求）	382	140	4	526
（一括請求）	84	22	0	106
国民年金	132	57	4	193
脱退手当金	0	3	0	3
合 計	598	222	8	828
割 合	72.2%	26.8%	1.0%	100.0%

注 令和6年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

- 被保険者等
現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等（「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者）
- 裁定済み者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者（年金受給者）
- 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(1) - 1 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事案類型	令和5年度						令和6年度					
	請求件数	(制度別割合)	訂正決定			不訂正決定	請求件数	(制度別割合)	訂正決定			不訂正決定
			全期間	一部期間	計				全期間	一部期間	計	
厚生年金	1,770	(100.0%)	1,291	58	1,349	421	1,567	(100.0%)	1,003	57	1,060	507
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,246	(70.4%)	1,089	0	1,089	157	1,026	(65.5%)	808	0	808	218
② 被保険者期間に係る訂正請求	296	(16.7%)	76	19	95	201	305	(19.5%)	71	9	80	225
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	221	(12.5%)	126	37	163	58	228	(14.6%)	121	48	169	59
④ その他の訂正請求	7	(0.4%)	0	2	2	5	8	(0.5%)	3	0	3	5
国民年金	328	(100.0%)	8	2	10	318	339	(100.0%)	14	0	14	325
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	281	(85.7%)	7	2	9	272	301	(88.8%)	13	0	13	288
⑥ 免除期間に係る訂正請求	34	(10.4%)	0	0	0	34	25	(7.4%)	1	0	1	24
⑦ その他の訂正請求	13	(4.0%)	1	0	1	12	13	(3.8%)	0	0	0	13
脱退手当金	8	(100.0%)	0	0	0	8	3	(100.0%)	0	1	1	2
⑧ 支給期間の全期間訂正	8	(100.0%)	0	0	0	8	3	(100.0%)	0	1	1	2
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	(0.0%)	0	0	0	0
合計	2,106	—	1,299	60	1,359	747	1,909	—	1,017	58	1,075	834

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

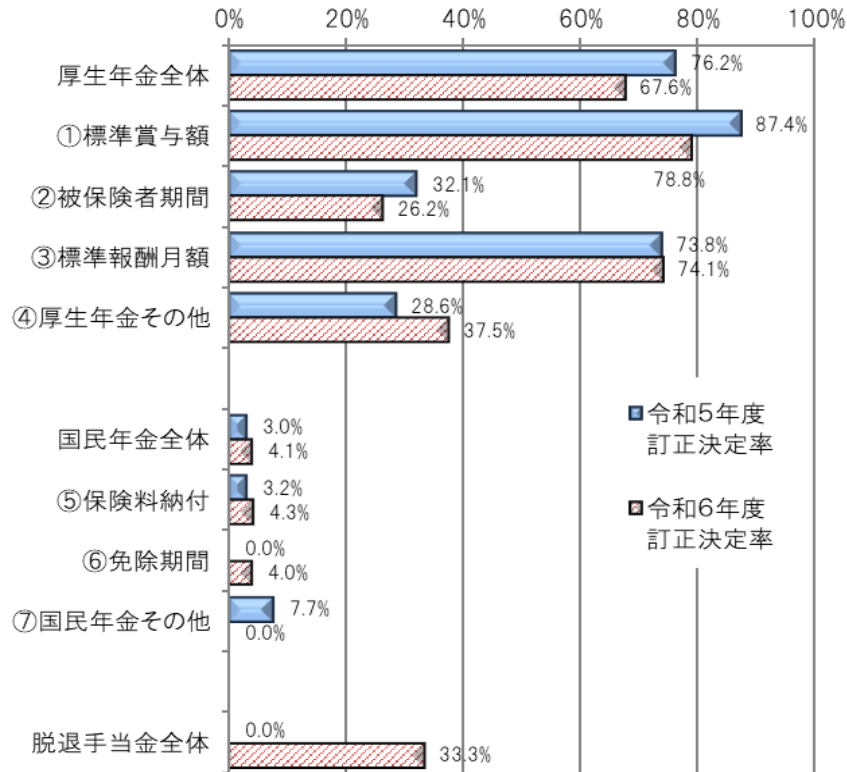
3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(1) -2 請求期間の分類(事案類型)別(訂正決定率)

《事案類型別の訂正決定率》



《参考：事案類型の内容》

事案類型	事案類型の内容
厚生年金	
① 標準賞与額に係る訂正請求	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	
⑧ 支給期間の全期間訂正	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合計	

注 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(一部期間訂正を含む。)の割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(2)－1 請求期間(時期)別

(件)

	厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計		
	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降												
以前												
～ 昭和16年12月	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
昭和17年1月～ 昭和20年12月	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
昭和21年1月～ 昭和25年12月	1	6	7	0	0	0	0	0	0	1	6	7
昭和26年1月～ 昭和30年12月	1	7	8	0	0	0	1	2	3	2	9	11
昭和31年1月～ 昭和36年3月	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9
昭和36年4月～ 昭和41年3月	1	7	8	0	7	7	0	0	0	1	14	15
昭和41年4月～ 昭和46年3月	0	6	6	0	13	13	0	0	0	0	19	19
昭和46年4月～ 昭和51年3月	1	6	7	2	8	10	0	0	0	3	14	17
昭和51年4月～ 昭和56年3月	6	12	18	1	28	29	0	0	0	7	40	47
昭和56年4月～ 昭和61年3月	18	54	72	5	69	74	0	0	0	23	123	146
昭和61年4月～ 平成3年3月	14	46	60	2	66	68	0	0	0	16	112	128
平成3年4月～ 平成8年12月	15	30	45	1	54	55	0	0	0	16	84	100
平成9年1月～ 平成15年3月	27	34	61	0	27	27	0	0	0	27	61	88
平成15年4月～ 平成20年3月	97	103	200	1	16	17	0	0	0	98	119	217
平成20年4月～ 平成25年3月	211	89	300	0	5	5	0	0	0	211	94	305
平成25年4月～ 平成30年3月	325	54	379	0	5	5	0	0	0	325	59	384
平成30年4月～ 令和5年3月	340	39	379	0	0	0	0	0	0	340	39	379
令和5年4月～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,058	504	1,562	12	298	310	1	2	3	1,071	804	1,875

注1 令和6年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

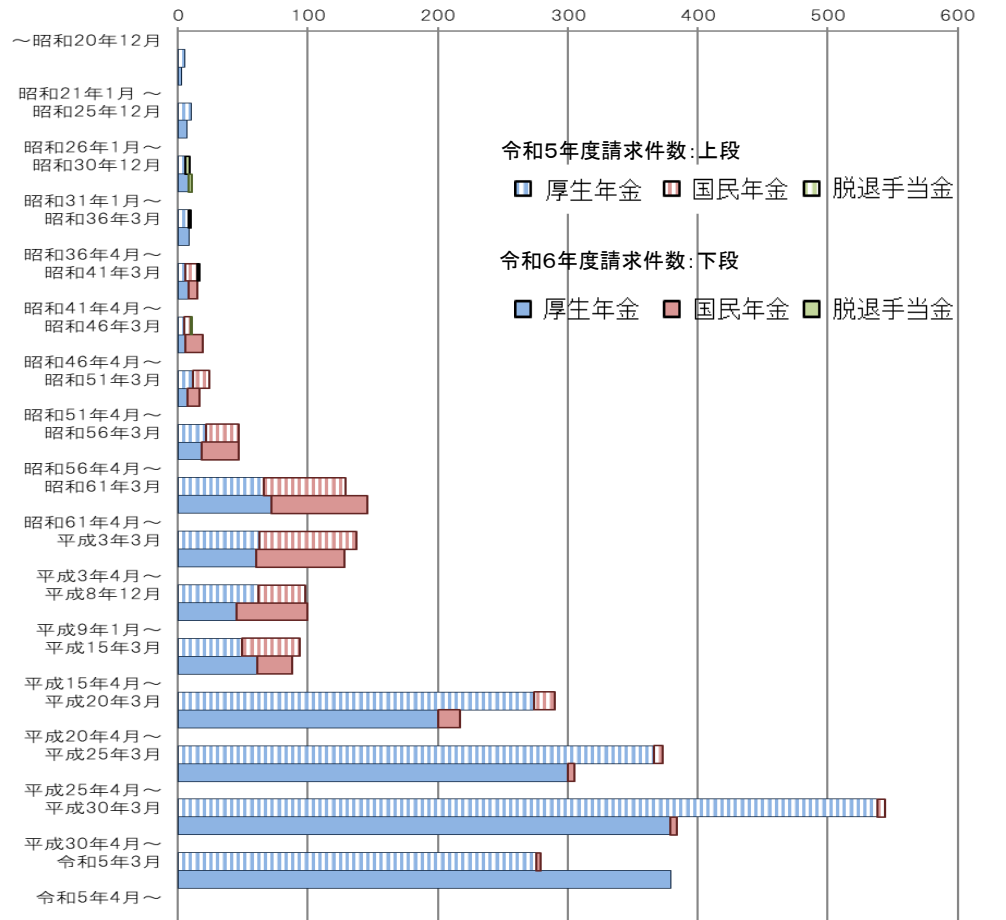
4 請求期間(時期)は、請求期間の始期による。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

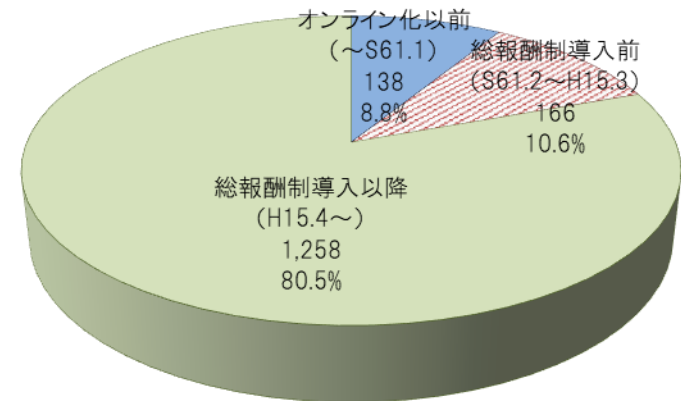
2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(2) - 2 請求期間(時期)別(制度別の状況)

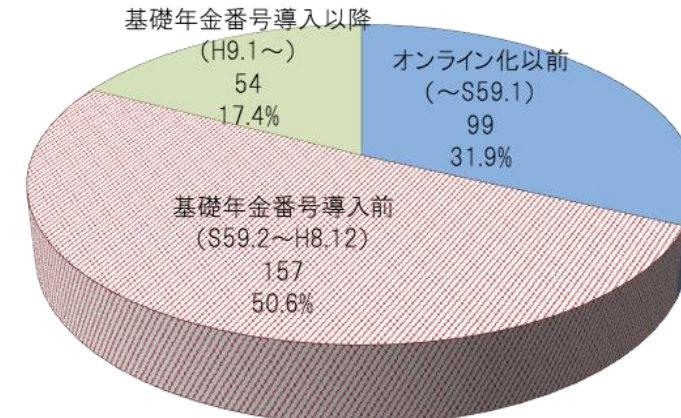
《請求期間(時期)別・制度別の状況》



《参考1: 厚生年金のオンライン化以前等の時期別の状況》



《参考2: 国民年金のオンライン化以前等の時期別の状況》



II 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(3) - 1 請求期間の月数別

			厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計		
			訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以上	未満													
	1か月		861	268	1,129	3	21	24	0	0	0	864	289	1,153
	2か月		13	5	18	3	10	13	0	0	0	16	15	31
	3か月		14	12	26	1	18	19	0	0	0	15	30	45
4か月	～	6か月	18	28	46	1	17	18	0	0	0	19	45	64
6か月	～	9か月	24	33	57	0	26	26	0	0	0	24	59	83
9か月	～	12か月	15	13	28	1	23	24	0	0	0	16	36	52
12か月	～	18か月	23	36	59	3	31	34	0	0	0	26	67	93
18か月	～	24か月	12	16	28	0	18	18	0	0	0	12	34	46
24か月	～	30か月	7	17	24	0	37	37	0	0	0	7	54	61
30か月	～	36か月	7	14	21	0	14	14	0	0	0	7	28	35
36か月	～	42か月	10	11	21	0	19	19	0	0	0	10	30	40
42か月	～	48か月	2	4	6	0	10	10	0	0	0	2	14	16
48か月	～	54か月	5	5	10	0	13	13	0	0	0	5	18	23
54か月	～	60か月	1	7	8	0	8	8	0	0	0	1	15	16
60か月	～		46	35	81	0	33	33	1	2	3	47	70	117
不	明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計		1,058	504	1,562	12	298	310	1	2	3	1,071	804	1,875
平	均月数		32.8月	27.9月	30.1月	5.1月	27.7月	26.8月	81.0月	82.0月	81.7月	31.7月	28.0月	29.1月

注1 令和6年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 請求期間の月数は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ。)

3 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,026件)を含む。

4 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

5 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

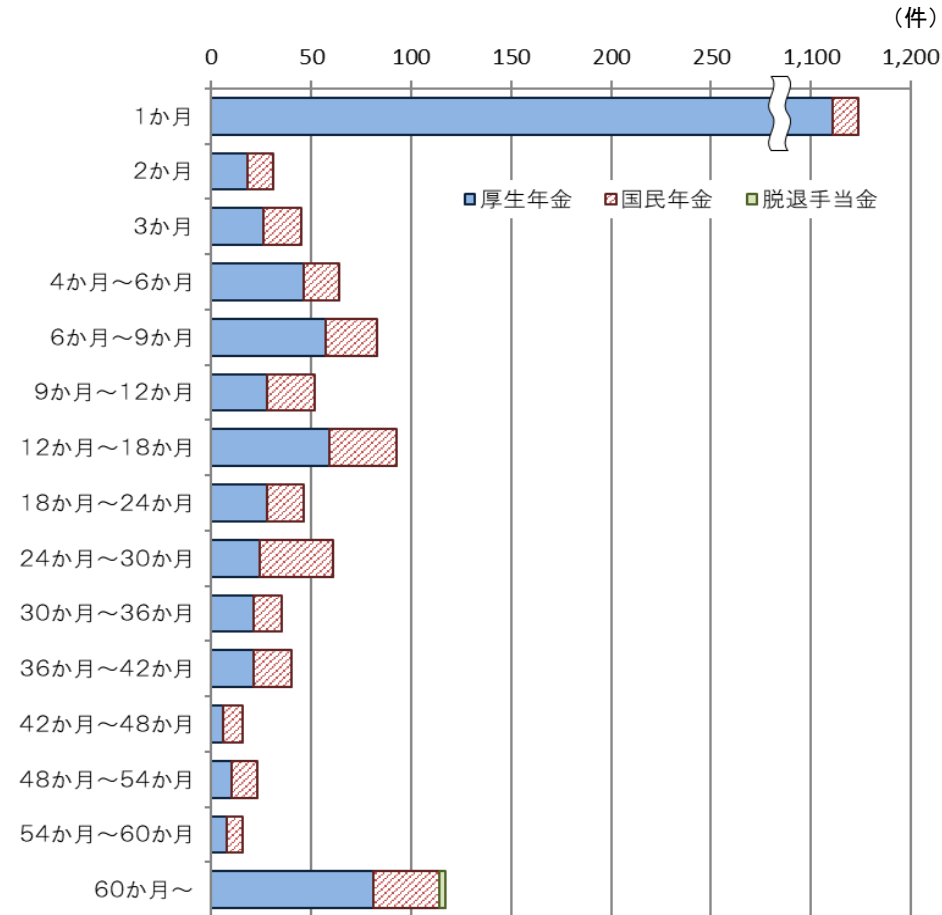
6 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

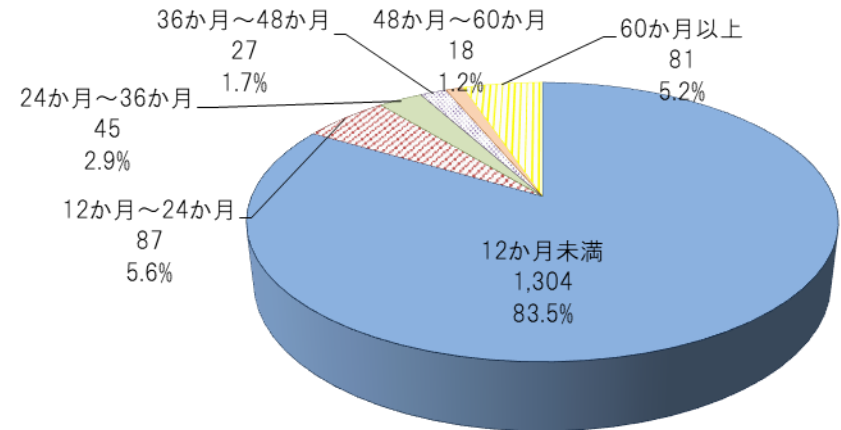
2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(3) - 2 請求期間の月数別(制度別の状況)

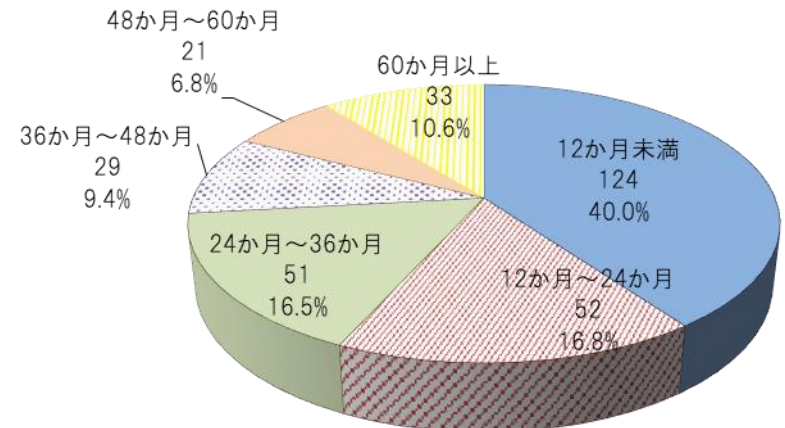
《請求期間の月数別・制度別の状況》



《厚生年金の請求期間の月数別の状況》



《国民年金の請求期間の月数別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(4) 請求期間の分類(事案類型)別の訂正月数・不訂正月数

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計 (月 数)
	訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	不 訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	
厚生年金	6,814月	6.4月	264月	10,412月	18.5月	497月	17,226月
① 標準賞与額に係る訂正請求	808月	1.0月	1月	218月	1.0月	1月	1,026月
② 被保険者期間に係る訂正請求	790月	9.9月	96月	5,440月	23.2月	199月	6,230月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	5,182月	30.7月	264月	3,605月	33.7月	344月	8,787月
④ その他の訂正請求	34月	11.3月	32月	1,149月	229.8月	497月	1,183月
国民年金	64月	4.6月	12月	9,183月	28.3月	308月	9,247月
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	52月	4.0月	12月	8,162月	28.3月	308月	8,214月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	12月	12.0月	12月	707月	29.5月	119月	719月
⑦ その他の訂正請求	0月	0.0月	0月	314月	24.2月	77月	314月
脱退手当金	22月	22.0月	22月	223月	74.3月	85月	245月
⑧ 支給期間の全期間訂正	22月	22.0月	22月	223月	74.3月	85月	245月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	0月	0.0月	0月	0月
合 計	6,900月	6.4月	264月	19,818月	22.2月	497月	26,718月

注1 令和6年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

2 それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

3 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

II 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(5) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

(件)

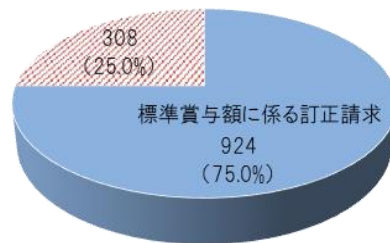
	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	145	53	198	777	0	777	922	53	975
厚年法第75条ただし書き該当	11	6	17	0	0	0	11	6	17
厚年法第75条本文その他該当	42	51	93	147	0	147	189	51	240
合 計	198	110	308	924	0	924	1,122	110	1,232

注1 厚生年金事案に係る令和6年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。

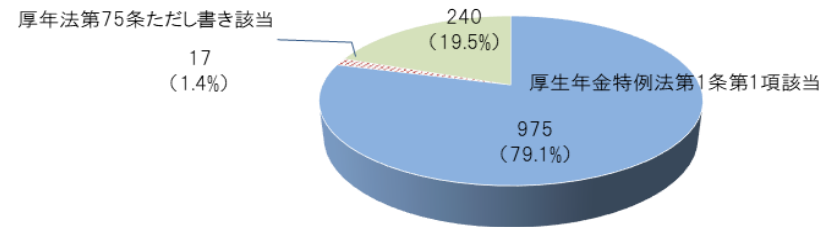
2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》

被保険者期間等に係る訂正請求



厚年法第75条本文その他該当



・ 厚生年金の適用法の内容

① 厚生年金特例法第1条第1項該当

事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。

② 厚年法第75条ただし書き該当

請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。

③ 厚年法第75条本文その他該当

①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 日本年金機構段階の訂正状況

○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(令和6年度)

(件)			
訂 正 処 理 基 準 区 分	処理件数	(割合)	(制度別割合)
厚生年金	3,685	(100.0%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	0	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	2	(0.1%)	<0.1%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	3	(0.1%)	<0.1%>
④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 資格喪失日が不明である事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案	3,582	(97.2%)	<97.2%>
⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案	97	(2.6%)	<2.6%>
国民年金	0	(0.0%)	<0.0%>
⑨ 関連資料がある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑩ 関連資料がない事案	0	(0.0%)	<0.0%>
脱退手当金(⑪)	0	(0.0%)	<0.0%>
合 計	3,685	(100.0%)	—

注1 令和6年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 訂正処理基準区分の内容

・ 訂正処理基準区分の内容

- ① 不適正な遡及処理事案の同僚事案
訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであること
- ② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案
全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること
- ③ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案
不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること
※ a 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている
b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
- ④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案
年金事務所等において保管する紙台帳が、火災、地震、風水害又は戦災等によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できない事案であること
- ⑤ 資格喪失日が不明である事案
年金事務所等において保管していた紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること
- ⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1号該当)
事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
- ⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第2号該当)
転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること
- ⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第3号該当)
事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること(⑥及び⑦に該当するものを除く)
- ⑨ 関連資料がある事案
国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること
- ⑩ 関連資料がない事案
関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること
- ⑪ 脱退手当金
本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(令和6年度)

(件)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部会数)	(1)	(2)	(4)	(2)	(4)	(3)	(4)	(5)	(1)	(1)	(3)	(30)
部会開催回数	20	26	77	19	76	36	44	66	12	11	35	422

審議件数	78	53	114	23	181	61	71	150	25	19	64	839
厚生年金	68	39	86	19	134	45	51	107	22	13	55	639
国民年金	10	14	28	4	44	16	20	42	3	6	9	196
脱退手当金	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	4

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

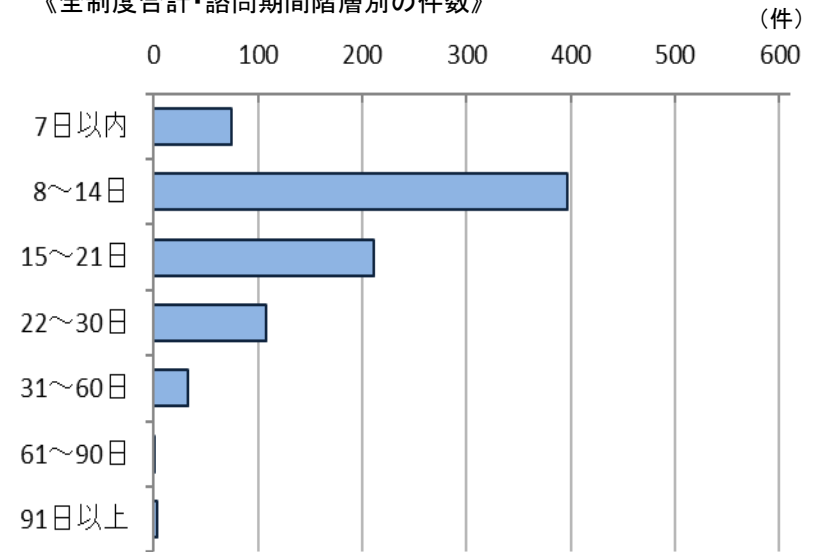
Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(2) 諮問期間の状況

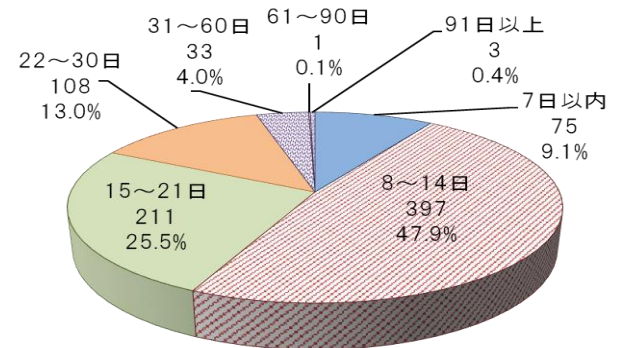
	(件)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
7日以内	52	23	0	75
8日～14日	321	76	0	397
15日～21日	162	48	1	211
22日～30日	70	37	1	108
31日～60日	26	6	1	33
61日～90日	0	1	0	1
91日以上	1	2	0	3
合計	632	193	3	828
平均日数	14.9日	17.2日	27.7日	15.5日

《全制度合計・諮問期間階層別の件数》



注1 令和6年度の厚生局処理事案を対象とし、諮問答申が行われた事案の件数である。

注2 諮問期間は、諮問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。



Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78	46	24	7	77	24	27	5	56
裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87	74	52	15	141	34	24	3	61
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76	69	50	15	134	28	24	3	55
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9	4	2	0	6	5	0	0	5
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5	3	1	0	4	0	0	0	0

	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度上期 (令和7年9月末現在)				平成27年4月～令和7年9月(累計)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	35	23	2	60	32	12	3	47	24	19	2	45	18	21	0	39	11	10	0	21	447	334	58	839
裁決	26	29	6	61	35	16	4	55	29	17	3	49	24	22	0	46	14	4	0	18	426	313	58	797
認容	1	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	1	9
棄却	22	29	5	56	26	16	4	46	26	17	3	46	21	21	0	42	14	2	0	16	378	294	57	729
却下	3	0	0	3	8	0	0	8	2	0	0	2	3	1	0	4	0	2	0	2	40	19	0	59
取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	15	8	0	23

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。

4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(2) 被保険者年齢階層別

(件)

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上	未満				
80歳	～	10	4	0	14
75歳	～ 80歳	0	2	0	2
70歳	～ 75歳	3	2	0	5
65歳	～ 70歳	0	3	0	3
60歳	～ 65歳	2	2	0	4
50歳	～ 60歳	3	8	0	11
40歳	～ 50歳	0	0	0	0
30歳	～ 40歳	0	0	0	0
20歳	～ 30歳	0	0	0	0
18歳	～ 20歳	0	0	0	0
	～ 18歳	0	0	0	0
合計		18	21	0	39

注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である（被保険者が死亡している場合も同じ。）。

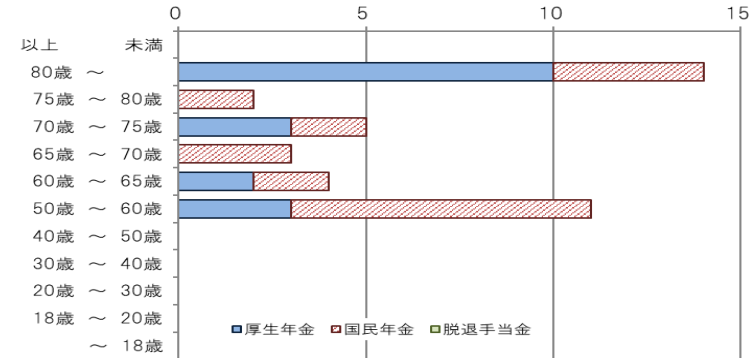
(3) 被保険者の区分別

(件)

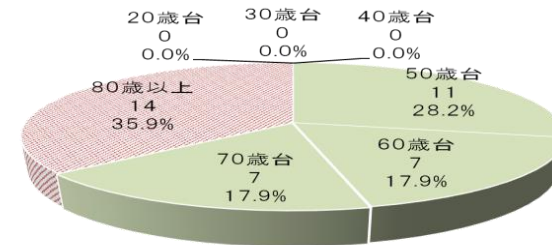
	請求者の区分			合計
	被保険者等	裁定済み者	納付要件充足者	
厚生年金	4	14	0	18
国民年金	9	12	0	21
脱退手当金	0	0	0	0
合計	13	26	0	39
割合	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》

(件)



《被保険者年齢階層別の状況》



- 被保険者等
現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等（「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者）
- 裁定済み者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者（年金受給者）
- 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(4) 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事案類型	令和5年度		令和6年度		事案類型の内容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	75	(100.0%)	45	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	15	(20.0%)	5	(11.1%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	41	(54.7%)	31	(68.9%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	13	(17.3%)	5	(11.1%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	6	(8.0%)	4	(8.9%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	40	(100.0%)	37	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	22	(55.0%)	34	(91.9%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	13	(32.5%)	2	(5.4%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	5	(12.5%)	1	(2.7%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	2	(100.0%)	0	(0.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	2	(100.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑩ その他の訂正請求	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の支給額の相違等の訂正を求めるもの
合計	117		82		

注1 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間があり得る。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
① 訴訟事件の件数 (②+(③+④))	54	20	8	82
② 令和5年度までの提訴	50	19	8	77
③ 令和6年度における提訴	3	1	0	4
④ 令和7年度上期における提訴	1	0	0	1
事案類型	・被保険者期間 36件 ・標準報酬月額 19件 ・その他 2件 ※重複事案あり	・納付記録 20件	・全期間 7件 ・一部期間 1件	
請求の趣旨				
原処分の取消	34	14	5	53
原処分及び裁決の取消	11	3	3	17
裁決の取消	3	1	0	4
その他	6	2	0	8

注1) 「① 訴訟事件の件数」は、令和6年度までに提訴された訴訟事件と令和7年4月1日から令和7年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数を計上している。

※ 「原処分の取消」及び「原処分及び裁決の取消」には、併せて年金の給付等について請求をしているものも含まれる。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	39	11	7	57
裁決前の提訴	6	0	0	6
裁決後の提訴	33	11	7	51
審査請求なし	15	9	1	25

(3) 判決・係争の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
⑤ 確定した判決件数 注2)	43	18	7	68
⑥ 取下げ件数 注3)	5	1	1	7
令和7年度上期末時点において係争中 (①-(⑤+⑥)) 注4)	6	1	0	7

注2) 「⑤ 確定した判決件数」は、判決が確定した訴訟事件の件数を計上している。

注3) 「⑥ 取下げ件数」は、訴えを取り下げた訴訟事件の件数を計上している。

注4) 「令和7年度上期末時点において係争中」は、令和7年度上期末(令和7年9月30日)時点において係争中の訴訟事件の件数を計上している。

IV 事務実施体制

1 事務執行体制

処理機関	所管業務	権限の委任等	執行体制
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> 原簿の訂正に関する方針(基本方針)並びに基本方針に基づく認定基準、事務取扱等の制定及び変更 社会保障審議会年金記録訂正分科会の庶務 訂正請求に対する処分に係る審査請求に関する事務 	—	年金局事業管理課に年金記録審査室を設置
地方厚生(支)局長	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求に係る調査及び審査、処分に係る諮問、決定処分その他訂正請求に関する事務 地方年金記録訂正審議会の庶務 	<p>次の厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任(厚年法第100条の9第1項及び第2項、国年法第109条の9第1項及び第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 訂正請求に関して、関係機関等に資料の提供及び報告を求める権限(厚年法施行規則第108条第1項第3号、国年法施行規則第113条第1項第1号) 訂正請求に対して決定処分をする権限(厚年法施行令第4条の4の2、国年法施行令第11条の12の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生(支)局に年金審査課を設置 関東信越厚生局に千葉、東京及び神奈川の各年金審査分室を設置
日本年金機構	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求を受理するとともに、事業所又は関係機関等から参考資料を収集 日本年金機構段階で訂正できる場合に該当するときは、請求者の同意を得て、記録を訂正 	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求を受理する権限を日本年金機構に委任(厚年法第100条の4第1項第7号の2、国年法第109条の4第1項第4号の2) 日本年金機構段階で記録訂正できる旨を基本方針「第4」に規定 	全国の年金事務所(312か所)で訂正請求を受理

IV 事務実施体制

2 諮問機関

諮問機関	所掌事務	諮問機関の読替	体制・構成
社会保障審議会 年金記録訂正分科会	基本方針又は基本方針に基づく認定基準、事務取扱等を定め若しくは変更するとき、厚生労働大臣から諮問を受け、答申する	_____	大学教授、弁護士、社会保険労務士、税理士等の民間有識者により構成
地方年金記録訂正審議会	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求に対する決定処分をする際、地方厚生(支)局長の諮問を受け、答申する 上記の諮問について、事業主が保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付した事実が明らかでない場合に該当するときは、その旨の意見を述べる 	訂正請求の決定処分に係る権限が地方厚生局(支)長に委任された場合は、左記の事務は地方年金記録訂正審議会が行う(厚年法第100条の9第3項、国年法第109条の9第3項、厚生年金特例法第1条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生局(全国7か所)に設置され、弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士等の民間有識者(全国で112名)により構成 審議会の下に原則委員4名で構成される部会(全国で27部会)を設置 四国厚生支局及び年金審査分室には、当該拠点の担当部会(8部会)を設置 (令和7年4月現在)

IV 事務実施体制

3 関係条文

(1) 厚生年金保険法等

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四条の四の二 法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限は、法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第二十八条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百八条 法第百条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

三 法第百条の二第二項の規定による資料の提供の求め(訂正請求に係るものに限る。)並びに同条第五項の規定による資料の提供の求め及び報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

IV 事務実施体制

3 関係条文

(2) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律等

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当するとの社会保障審議会の意見があった場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)

(法第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第一条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「法」という。)第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、訂正請求(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の三第一項に規定する訂正請求をいう。)に係る期間(第二十二条において「請求期間」という。)について、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同法第二十七条に規定する事業主(以下この条において単に「事業主」という。)が、被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

- 一 事業主が厚生年金保険法第八十四条第二項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合
- 二 次のイからハマまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合
 - イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合
 - (1) 当該被保険者が、対象事業所(当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)から特定事業所(当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)に異動した場合であって、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合
 - (2) 当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動した場合であって、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合
 - ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合
 - (1) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合
 - (2) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合
 - ハ 当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第八十四条第一項又は第二項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第二条第一項の規定により特例納付保険料(同条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。)を納付する意思表示している場合
- 三 事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第八十四条第一項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

IV 事務実施体制

3 関係条文

(3) 国民年金法等

国民年金法(昭和34年法律第141号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

四 第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第九十九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第九十九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第十一条の十二の二 法第十四条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項(同条第二項 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第一百三十三条 法第九十九条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

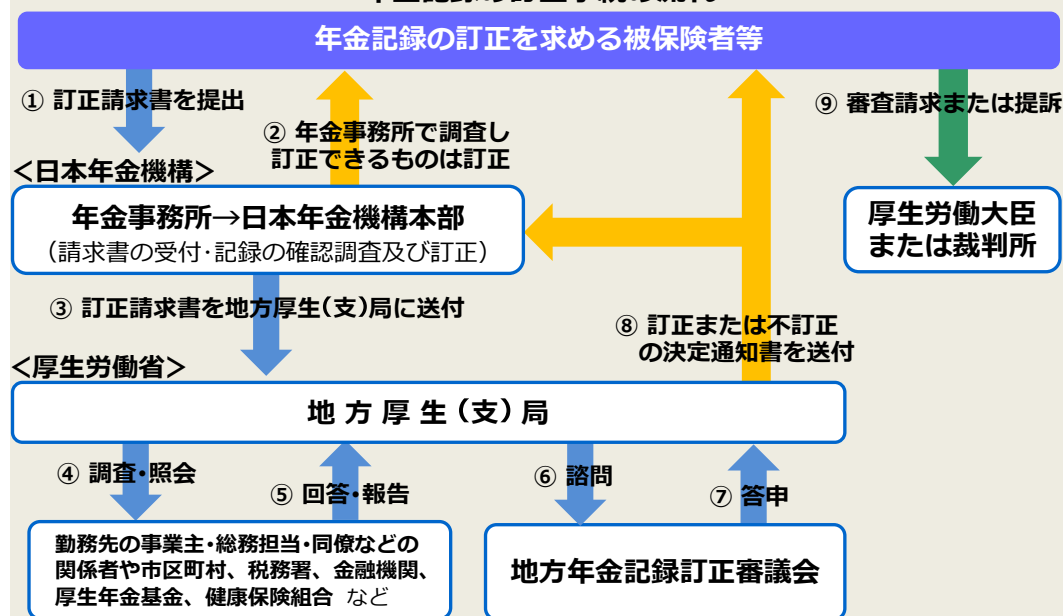
一 法第八十八条第一項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

参考資料1 年金記録の訂正手続について

○ 総務省に年金記録確認第三者委員会が平成19年6月臨時の機関として設けられ、発足当初は主に過去の記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていましたが、事業主の届出漏れ・誤りに起因するなど比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められました。

○ このため平成26年6月に法律を改正、年金制度に恒常的な記録訂正の手続を新たに整備し、平成27年3月から年金事務所において年金記録の「訂正請求」の受付を開始、同年4月から地方厚生局に設置された民間有識者からなる「地方年金記録訂正審議会」において審議が開始されました。

年金記録の訂正手続の流れ



(訂正手続の流れ)

- ① 年金記録が事実と異なると思われる被保険者等は、年金事務所に訂正請求書を提出
- ② 年金事務所において記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所等で速やかに記録を訂正。年金受給権者の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更
- ③ 年金事務所で記録訂正できないものは、日本年金機構本部を経由し、地方厚生(支)局に送付
- ④・⑤ 地方厚生(支)局において関連資料や周辺事情の収集・調査を実施
- ⑥・⑦ 地方年金記録訂正審議会(弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議)において審議
- ⑧ 地方厚生(支)局長は地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正(不訂正)を決定
- ⑨ 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

1 令和6年度の訂正請求の受付・処理状況

件数の区分	令和5年度計	令和6年										令和7年			令和6年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受付件数	5,454	335	385	232	307	370	273	389	323	647	488	372	379	4,500	
厚生年金	5,225	318	369	207	287	353	256	371	299	630	475	360	361	4,286	
(個別請求)	1,241	77	66	51	50	53	68	62	69	97	179	204	125	1,101	
(一括請求)	3,984	241	303	156	237	300	188	309	230	533	296	156	236	3,185	
国民年金	224	16	15	25	20	17	17	17	24	16	13	11	18	209	
脱退手当金	5	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	5	
処理件数	4,879	330	519	318	435	381	194	498	307	202	210	569	454	4,417	
厚生年金	4,671	320	504	296	417	367	176	479	292	185	192	556	437	4,221	
(個別請求)	1,086	55	117	84	85	85	62	61	46	50	43	101	185	974	
(一括請求)	3,585	265	387	212	332	282	114	418	246	135	149	455	252	3,247	
国民年金	200	10	15	22	18	14	18	19	14	16	17	13	17	193	
脱退手当金	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3	
地方厚生(支)局で処理	946	38	98	85	85	87	77	70	61	57	60	41	69	828	
厚生年金	741	28	83	63	67	73	59	51	46	40	42	28	52	632	
(個別請求)	546	26	73	58	64	67	40	42	32	28	26	25	45	526	
(一括請求)	195	2	10	5	3	6	19	9	14	12	16	3	7	106	
国民年金	197	10	15	22	18	14	18	19	14	16	17	13	17	193	
脱退手当金	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3	
日本年金機構で記録訂正	3,933	292	421	233	350	294	117	428	246	145	150	528	385	3,589	
厚生年金	3,930	292	421	233	350	294	117	428	246	145	150	528	385	3,589	
(個別請求)	540	29	44	26	21	18	22	19	14	22	17	76	140	448	
(一括請求)	3,390	263	377	207	329	276	95	409	232	123	133	452	245	3,141	
国民年金	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訂正請求の取下げ等	345	30	20	29	22	11	26	17	16	13	13	29	19	245	
厚生年金	311	29	18	26	18	9	22	15	14	11	9	25	16	212	
(個別請求)	167	11	11	13	9	8	10	12	6	6	8	15	9	118	
(一括請求)	144	18	7	13	9	1	12	3	8	5	1	10	7	94	
国民年金	33	1	2	3	4	2	4	2	2	2	4	4	3	33	
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

注2 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

注3 令和6年度計は、令和6年4月から令和7年3月までの間の各件数の合計である。

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

2 令和7年度上半期の訂正請求の受付・処理状況

件数の区分	令和7年										令和8年			令和7年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
受付件数	399	539	680	297	349	457	-	-	-	-	-	-	2,721	55,371	
厚生年金	386	526	665	274	331	437	-	-	-	-	-	-	2,619	51,279	
(個別請求)	96	83	146	119	80	142	-	-	-	-	-	-	666	17,390	
(一括請求)	290	443	519	155	251	295	-	-	-	-	-	-	1,953	33,889	
国民年金	13	13	13	23	18	20	-	-	-	-	-	-	100	3,811	
脱退手当金	0	0	2	0	0	0	-	-	-	-	-	-	2	281	
処理件数	221	250	461	543	307	392	-	-	-	-	-	-	2,174	49,760	
厚生年金	208	233	435	531	295	381	-	-	-	-	-	-	2,083	46,195	
(個別請求)	84	91	78	116	82	84	-	-	-	-	-	-	535	15,295	
(一括請求)	124	142	357	415	213	297	-	-	-	-	-	-	1,548	30,900	
国民年金	12	17	26	12	12	9	-	-	-	-	-	-	88	3,310	
脱退手当金	1	0	0	0	0	2	-	-	-	-	-	-	3	255	
地方厚生(支)局で処理	41	71	73	68	41	67	-	-	-	-	-	-	361	14,488	
厚生年金	28	54	47	56	30	56	-	-	-	-	-	-	271	11,010	
(個別請求)	26	46	38	50	27	35	-	-	-	-	-	-	222	9,637	
(一括請求)	2	8	9	6	3	21	-	-	-	-	-	-	49	1,373	
国民年金	12	17	26	12	11	9	-	-	-	-	-	-	87	3,228	
脱退手当金	1	0	0	0	0	2	-	-	-	-	-	-	3	250	
日本年金機構で記録訂正	180	179	388	475	266	325	-	-	-	-	-	-	1,813	35,272	
厚生年金	180	179	388	475	265	325	-	-	-	-	-	-	1,812	35,185	
(個別請求)	58	45	40	66	55	49	-	-	-	-	-	-	313	5,259	
(一括請求)	122	134	348	409	210	276	-	-	-	-	-	-	1,499	29,926	
国民年金	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	-	1	82	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	5	
訂正請求の取下げ等	16	9	21	115	18	19	-	-	-	-	-	-	198	3,364	
厚生年金	15	9	19	114	16	17	-	-	-	-	-	-	190	2,943	
(個別請求)	10	6	13	12	8	11	-	-	-	-	-	-	60	1,895	
(一括請求)	5	3	6	102	8	6	-	-	-	-	-	-	130	1,048	
国民年金	1	0	2	1	2	2	-	-	-	-	-	-	8	397	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	24	

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

3 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

4 令和7年度計は、令和7年4月から同年9月までの間の各件数の合計である。累計は、平成27年4月から令和7年9月までの間の処分件数の合計(切替事案及び令和7年度上半期(速報値)件数を含む。)である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

1 令和6年度の訂正請求の受付・処理状況(年月別)

(件)

処分の区分	令和5年度計	令和6年										令和7年			令和6年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
訂正決定	564	16	60	46	47	46	40	32	37	28	34	18	30	434	
厚生年金	554	15	59	46	46	46	39	31	36	27	33	16	29	423	
(個別請求)	361	13	49	41	43	40	20	22	22	15	17	13	22	317	
(一括請求)	193	2	10	5	3	6	19	9	14	12	16	3	7	106	
国民年金	10	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1	2	1	10	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
全期間訂正	469	12	56	31	32	35	35	24	29	24	27	11	23	339	
厚生年金	463	11	55	31	32	35	34	23	28	24	26	9	23	331	
(個別請求)	282	9	45	27	29	33	15	14	16	12	10	6	16	232	
(一括請求)	181	2	10	4	3	2	19	9	12	12	16	3	7	99	
国民年金	6	1	1	0	0	0	1	1	1	0	1	2	0	8	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一部期間訂正	95	4	4	15	15	11	5	8	8	4	7	7	7	95	
厚生年金	91	4	4	15	14	11	5	8	8	3	7	7	6	92	
(個別請求)	79	4	4	14	14	7	5	8	6	3	7	7	6	85	
(一括請求)	12	0	0	1	0	4	0	0	2	0	0	0	0	7	
国民年金	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
不訂正決定	381	22	38	39	38	41	35	38	24	29	26	23	39	392	
厚生年金	187	13	24	17	21	27	19	20	10	13	9	12	23	208	
(個別請求)	185	13	24	17	21	27	19	20	10	13	9	12	23	208	
(一括請求)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国民年金	186	9	14	22	17	14	16	18	13	16	16	11	16	182	
脱退手当金	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	
請求却下	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
厚生年金	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
(個別請求)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国民年金	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	946	38	98	85	85	87	77	70	61	57	60	41	69	828	
厚生年金	741	28	83	63	67	73	59	51	46	40	42	28	52	632	
(個別請求)	546	26	73	58	64	67	40	42	32	28	26	25	45	526	
(一括請求)	195	2	10	5	3	6	19	9	14	12	16	3	7	106	
国民年金	197	10	15	22	18	14	18	19	14	16	17	13	17	193	
脱退手当金	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3	

注1 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

2 令和6年度計は、令和6年4月から令和7年3月までの間の各件数の合計である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

2 令和7年度上半期の処分状況(年月別)

処分の区分	令和7年										令和8年			令和7年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
訂正決定	16	32	35	45	22	46	-	-	-	-	-	-	196	7,704	
厚生年金	15	32	34	45	22	46	-	-	-	-	-	-	194	7,317	
(個別請求)	13	25	25	40	19	25	-	-	-	-	-	-	147	6,003	
(一括請求)	2	7	9	5	3	21	-	-	-	-	-	-	47	1,314	
国民年金	1	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	2	370	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	17	
全期間訂正	11	26	30	33	16	44	-	-	-	-	-	-	160	6,450	
厚生年金	10	26	29	33	16	44	-	-	-	-	-	-	158	6,164	
(個別請求)	8	19	20	31	13	23	-	-	-	-	-	-	114	4,899	
(一括請求)	2	7	9	2	3	21	-	-	-	-	-	-	44	1,265	
国民年金	1	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	2	270	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	16	
一部期間訂正	5	6	5	12	6	2	-	-	-	-	-	-	36	1,254	
厚生年金	5	6	5	12	6	2	-	-	-	-	-	-	36	1,153	
(個別請求)	5	6	5	9	6	2	-	-	-	-	-	-	33	1,104	
(一括請求)	0	0	0	3	0	0	-	-	-	-	-	-	3	49	
国民年金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	100	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	1	
不訂正決定	25	39	37	23	19	20	-	-	-	-	-	-	163	6,754	
厚生年金	13	22	13	11	8	10	-	-	-	-	-	-	77	3,683	
(個別請求)	13	21	13	10	8	10	-	-	-	-	-	-	75	3,624	
(一括請求)	0	1	0	1	0	0	-	-	-	-	-	-	2	59	
国民年金	11	17	24	12	11	8	-	-	-	-	-	-	83	2,839	
脱退手当金	1	0	0	0	0	2	-	-	-	-	-	-	3	232	
請求却下	0	0	1	0	0	1	-	-	-	-	-	-	2	30	
厚生年金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	10	
(個別請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	10	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
国民年金	0	0	1	0	0	1	-	-	-	-	-	-	2	19	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	1	
合計	41	71	73	68	41	67	-	-	-	-	-	-	361	14,488	
厚生年金	28	54	47	56	30	56	-	-	-	-	-	-	271	11,010	
(個別請求)	26	46	38	50	27	35	-	-	-	-	-	-	222	9,637	
(一括請求)	2	8	9	6	3	21	-	-	-	-	-	-	49	1,373	
国民年金	12	17	26	12	11	9	-	-	-	-	-	-	87	3,228	
脱退手当金	1	0	0	0	0	2	-	-	-	-	-	-	3	250	

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

3 令和7年度計は、令和7年4月から同年9月までの間の各件数の合計である。累計は、平成27年4月から令和7年9月までの間の処分件数の合計(切替事案及び令和7年度上半期(速報値)件数を含む。)である。

参考資料4 総務省年金記録確認第三者委員会の受付・処理の実績

○総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
受付件数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	293,619
処理件数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	268,622
第三者委員会で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	235,750
訂正が必要と判断	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	113,233
訂正が不要と判断	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	122,517
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	32,872
確認申立ての取下げ等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	24,997

注1 ()内は、一月当たり件数である。

2 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

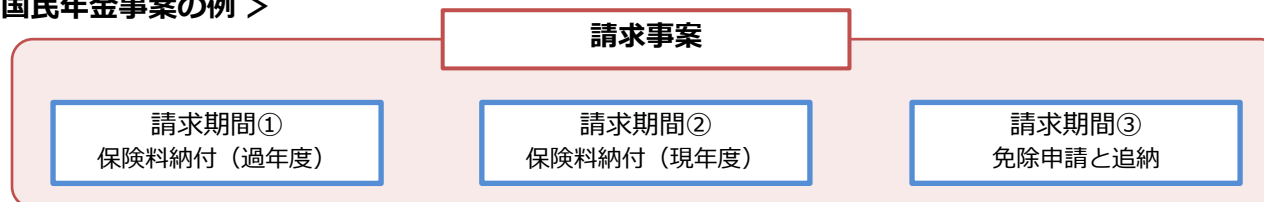
3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立の取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

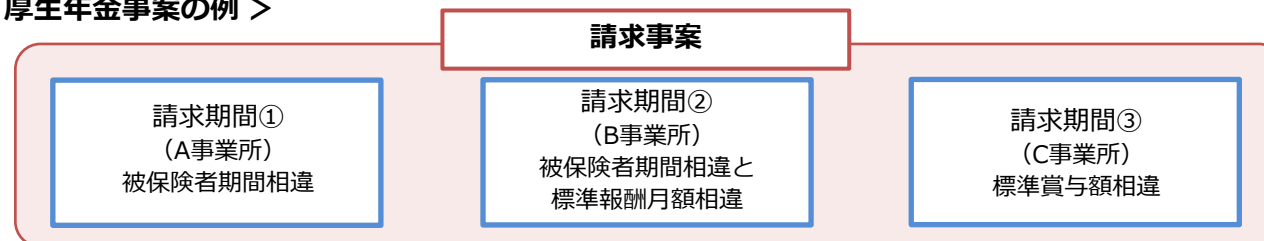
参考資料5 処理事案の分析について

- 本資料の「Ⅱ 請求内容・処分の状況」の「1 請求者等の状況」(11頁～13頁)については、事案単位で請求者等の属性の分析を行っているところであるが、「2 事案類型・請求期間の処分状況」(14頁～21頁)については、1つの請求事案に請求期間が複数含まれている場合があること、更に各請求期間には異なる事由による請求が複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で分析を行い集計している。この請求期間単位の件数を「請求件数」という。
- 一方、「5 日本年金機構段階の訂正状況」(22頁)については、機構処理事案を対象としており、年金事務所において一部の請求期間を記録訂正した事案を含め、事案単位で分析を行っている。1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。
- なお、「Ⅲ その他の事業状況」の「2 審査請求」の「(4) 請求期間の分類(事案類型)別」(28頁)についても、1つの審査請求事案に請求期間が複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で集計している。

< 国民年金事案の例 >



< 厚生年金事案の例 >



(注) 上記国民年金事案の請求期間③と厚生年金事案の請求期間②のように、異なる事案類型が混在している場合については、各々の類型に件数計上している。

年金記録の訂正手続きのあらまし

年金記録が事実と異なると思われる方は、厚生労働省に対し、年金記録の訂正請求をすることができます。

訂正請求とは

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

そのため、年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正を国に請求することができ、これを年金記録の「訂正請求」といいます。

請求後の流れ

請求を受けた厚生労働省（地方厚生(支)局）は、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行い、有識者で構成されている地方年金記録訂正審議会で審議します。

審議の結果、訂正が認められるときは、年金記録を訂正する決定をします。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。

▶ このパンフレットの内容

1 訂正請求ができる方……………	P 2	【参考】年金記録を確認する方法 ……	P 3
2 訂正請求の対象となる期間……………	P 2	5 訂正請求の留意点……………	P 4
3 訂正請求の対象となる例……………	P 2	6 訂正手続きの流れ……………	P 4
4 訂正請求に必要な書類……………	P 3	7 訂正手続きに関するQ&A ……	P 6

1 訂正請求ができる方

- ◆年金に加入している方（過去に加入していた方を含む）ご本人が行うことができます。
- ◆ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方が行うことができます。

2 訂正請求の対象となる期間

◆国民年金・厚生年金保険の被保険者であった期間

※国民年金は昭和36年4月1日以降、厚生年金保険は昭和17年6月1日以降が対象となります。
※賞与については、平成15年4月以降に支給されたものが対象となります。

◆厚生年金保険に統合された旧船員保険の被保険者期間、旧農林共済組合の組合員期間、旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の組合員期間

※国民年金基金、厚生年金基金の加入員となっている国民年金、厚生年金保険の被保険者期間についても、訂正請求の対象となります。この場合、基金の加入員記録も考慮して訂正の可否が判断されます。

※国家公務員共済組合（旧陸軍共済組合などを含む）と地方公務員共済組合の組合員期間、日本私立学校振興・共済事業団の加入者期間は訂正請求の対象となりません。なお、戦時中の軍などでの無給嘱託期間については対象となる場合があります。

3 訂正請求の対象となる例

◆年金記録の訂正請求ができるのは、例えば以下のような場合です。

- ・A社で働いた期間、厚生年金保険の記録がない。
- ・B社で働いた期間、厚生年金保険に加入した日が就職日より後になっている。
- ・C社で働いた期間、厚生年金保険の資格を喪失した日が退職日より前になっている。
- ・D社で働いた期間、標準報酬月額が相違している。
- ・E社から支払われた賞与のうち、○年○月○日支払い分の記録がない。
- ・○年○月から△年△月までの期間、国民年金保険料を納付したはずなのに「未納」となっている。

◆訂正請求に期限はありません。年金記録が事実と異なると思われる方は、過去の記録であっても、厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができます。

※年金記録が事実と異なると思われる方は、お早めに年金事務所にご相談ください。

次のページの方法で、ご自身の年金記録を確認できます。

4 訂正請求に必要な書類

次の書類を、お近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

※ 令和7年12月より電子申請による手続きも可能になりました。
(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/oshirase/zenpan/20251216.html>)

① 年金記録訂正請求書 ② 同意書 ③ 請求の概要

※ 請求書類及び書類の記載方法については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
請求書類は、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kiroku/teiseiseikyuu/index.html>)

日本年金機構 記録訂正手続き 検索

④ 請求内容に関する状況が分かる資料

(例)

- | | | |
|--------------|--------|------------------------|
| ・年金手帳 | ・給与明細書 | ・勤務先の辞令/当時の履歴書/労働条件通知書 |
| ・国民年金手帳 | ・家計簿 | ・厚生年金基金加入員証 |
| ・厚生年金保険被保険者証 | ・源泉徴収票 | ・事業主や総務担当、同僚の方のお名前 |
| ・確定申告書(控) | ・預貯金通帳 | ・勤務実態を示す当時の写真 など |

→ 次のページの「5 訂正請求の留意点」もご参照ください。

- ◆ 訂正請求の手続に手数料はかかりません。
- ◆ 年金事務所の所在地は日本年金機構のホームページをご覧ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>)

年金事務所 相談窓口 検索

【参考】年金記録を確認する方法

◆ねんきん定期便

毎年ご本人の誕生月に、直近13月の年金加入記録や保険料の納付状況などを記載した「ねんきん定期便」をお送りしています。

※35歳、45歳、59歳の方には、これまでの全期間の年金加入記録などをお知らせしています。

※「ねんきん定期便」が届かない場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」にお電話ください。(電話番号、受付時間等は、このパンフレットの裏表紙をご参照ください。)

※ねんきん定期便の見方など、詳しくはこちらをご覧ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikibin/20150331-05.html>)

ねんきん定期便 お届け 検索

◆ねんきんネット

日本年金機構が提供するインターネットサービス「ねんきんネット」で、24時間いつでも、年金加入記録などをご確認いただけます。

※登録方法など、詳しくはこちらをご覧ください。

(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

ねんきんネット 検索



スマホでアクセス

◆年金事務所・街角の年金相談センターで相談

予約受付専用電話(0570-05-4890)にて、相談日の前日までにご予約のうえ、お近くの年金事務所等にご相談ください。

※「予約受付専用電話」の受付時間等は、このパンフレットの裏表紙をご参照ください。

※ご相談時には本人確認書類と年金手帳等の基礎年金番号が分かるものをご持参ください。

5 訂正請求の留意点

- ◆厚生労働省（地方厚生(支)局長）は、請求内容について、様々な関連資料や周辺事情に基づき、訂正するかどうかを総合的に判断します。

訂正請求にあたっては、訂正を求める期間当時の年金の加入や保険料の納付状況などについて、関連資料を集め、できる限り思い出していただくとともに、証言等ができる方を教えていただくなど、的確な判断のためにご協力をお願いします。

関連資料の例

給与明細書、源泉徴収票、預貯金通帳、勤務先の辞令、賃金台帳、雇用保険の記録、厚生年金基金の記録、労働条件通知書 など

周辺事情の例

事業主・総務担当・同僚の証言、ご本人・配偶者の保険料納付状況、納付方法 など

証言等ができる方の例

当時の勤務状況、給与や賞与からの厚生年金保険料控除の有無、国民年金保険料の納付状況についてご記憶がある方 など

※調査審議しても、年金への加入や保険料の納付（厚生年金保険は、給与・賞与からの保険料控除）などについて、記録訂正につながる関連資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。

6 訂正手続の流れ

※次のページの図（年金記録の訂正手続の流れ）をご参照ください。

①

年金記録が事実と異なると思われる方は、年金事務所に訂正請求書を提出します。

②

年金事務所で記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所で速やかに記録を訂正します。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。

③

年金事務所で記録訂正できないものは、訂正請求書が地方厚生(支)局に送られます。

④⑤

地方厚生(支)局で関連資料や周辺事情の収集・調査を行います。
※地方厚生(支)局の調査員が必要に応じて請求者ご本人や関係する法人・行政機関などに連絡する場合があります。

⑥⑦

地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議）において、国民の皆さまの立場に立って、公平かつ公正に審議します。

⑧

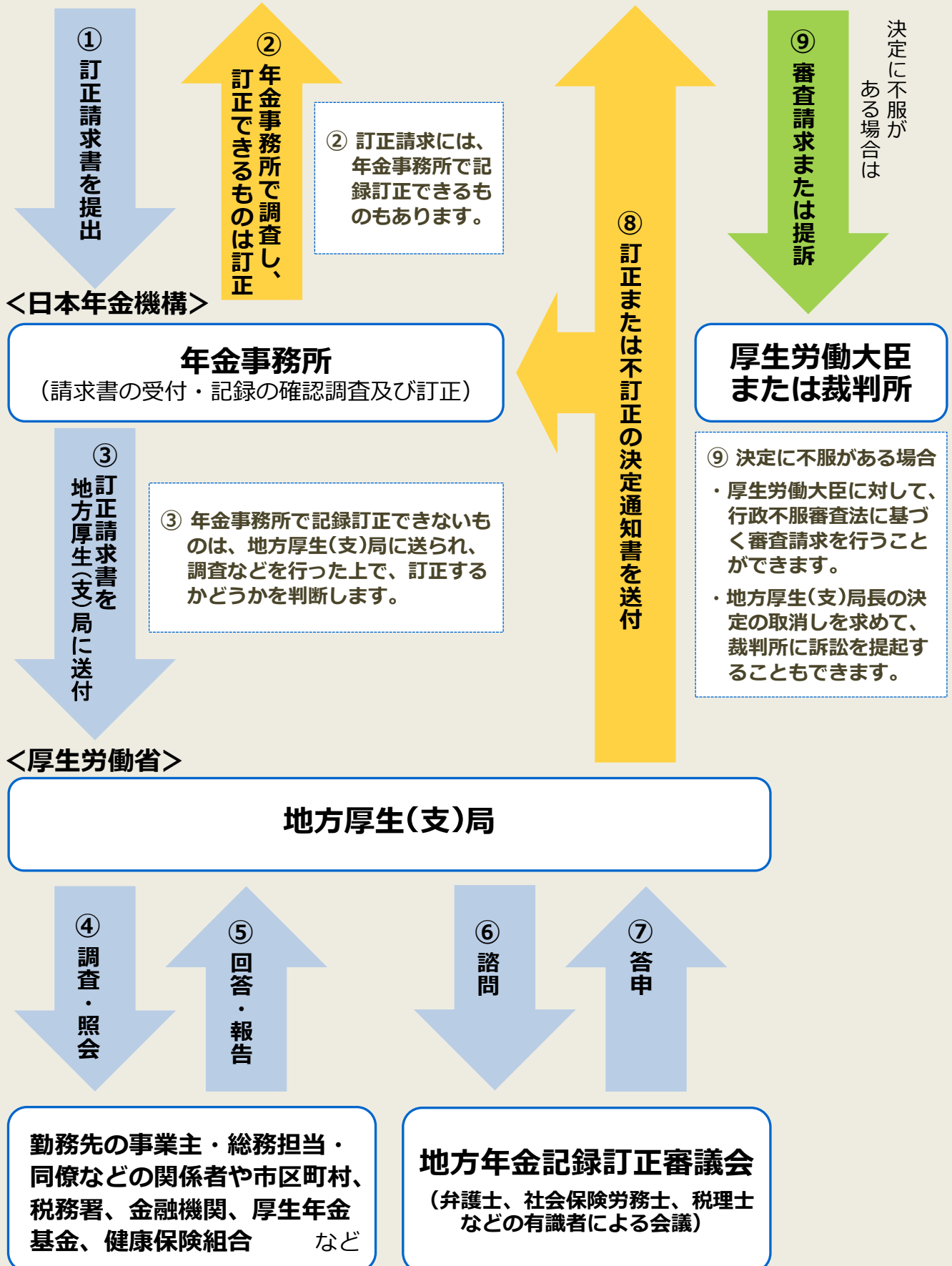
地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正または不訂正の決定を行います。

⑨

決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起することができます。

年金記録の訂正手続の流れ

年金記録の訂正を求める方



7 訂正手続に関するQ & A

Q1: 年金事務所で記録訂正できるのは、どのような場合ですか？

A: 例えば次のような場合、地方厚生(支)局における審議を経ることなく、年金事務所で記録訂正できます。

- ◆ 賞与から厚生年金保険料が控除された給与明細書があるのに、年金記録の中に賞与の支払記録がない場合。
- ◆ 過去に転勤したとき、厚生年金保険料は引き続き控除されていたが、転勤の前後で被保険者資格が1か月途切れる事務誤りがあり、事業主もこの誤りを認めている場合。
- ◆ 勤務実態と厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書があるのに、被保険者資格を取得した記録がない場合。

※ 給与明細書に事業所名や支給年月の記載がない場合や事業主、役員または社会保険事務担当であった方からの請求の場合は、地方厚生(支)局での調査審議となります。

※ 年金事務所での調査や確認には、1か月程度かかります。

Q2: 地方厚生(支)局ではどのような調査を行いますか？

A: 地方厚生(支)局では、請求内容について以下のような調査を行います。

◆ 資料の収集

市区町村、税務署、金融機関、厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合、事業主等から幅広く請求内容に係る関連資料及び周辺事情を収集します。

◆ 請求者等からの聴取

請求者や配偶者もしくは親族、事業主や請求者の同僚等の関係者から請求内容に関する保険料の納付や控除の状況、生活状況、勤務状況等について、聴取します。

Q3: 地方年金記録訂正審議会とは何ですか？

A: 地方年金記録訂正審議会は、訂正請求を国民の皆さまの立場で審議し、公平・公正な判断を行うために設置された、有識者（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議です。

一つ一つの請求について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議して判断します。

Q4: 地方厚生(支)局長の決定は公平・公正なものとなりますか？

A: 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会（Q3参照）での審議結果に基づいて訂正または不訂正の決定を行うこととなっており、これに反する決定をすることはありません。

Q5: 訂正手続には、どのくらいの日数がかかりますか？

A: 訂正を求める内容により調査・審議にかかる日数が異なりますが、訂正請求書を年金事務所に提出されてから地方厚生(支)局長が決定を行うまで5か月程度かかります。

(なお、この日数は、決定までの標準的な期間であり、訂正請求の内容により決定までにかかる日数は異なります。)

Q6: 年金記録の訂正が決定された後はどうなりますか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に基づき、日本年金機構で年金記録の訂正を行い、将来受け取る年金額に反映されます。

既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更し、さかのぼってお支払いします。ただし、年金記録が訂正されても、年金額に変動がない場合もあります。

※ 訂正後の年金記録に基づき、変更された額の年金をお受け取りになるまでには、地方厚生(支)局での訂正決定後、日本年金機構において数か月程度の処理期間が必要となります。

Q7: 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合はどうすればいいですか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、地方厚生(支)局長の決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚生労働大臣への審査請求を経ずに、直接裁判所に訴訟を提起することもできます。

※ 審査請求についての詳細は、こちらをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074461.html>)

審査請求 記録訂正

※ 行政不服審査制度については、総務省のホームページを参照ください。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

総務省 不服

Q8: 年金記録の訂正手続の実施機関が総務省（第三者委員会）から厚生労働省（地方厚生(支)局）になって何が変わりましたか？

A : 総務省（第三者委員会）は、年金記録問題に対処するため、平成19年6月、臨時に設けられた組織で、主に古い記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていました。しかし、比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められ、平成26年6月に法律を改正し、厚生労働省に新たに年金記録の訂正手続を設け、平成27年3月から手続ができるようになりました。

これにより、訂正請求が皆さまの権利として位置付けられ、訂正または不訂正の決定に不服があるときは、厚生労働大臣への審査請求や裁判所に訴訟提起をすることが可能になりました。

なお、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が国民の皆さまの立場に立って審議を行う点では、基本的に同じです。

年金記録の訂正手続の情報提供

◆厚生労働省

厚生労働省 記録訂正

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071814.html>

◆地方厚生(支)局

地方年金記録訂正審議会

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076359.html>

◆日本年金機構

日本年金機構 記録訂正手続き

検索

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kiroku/teiseiseikyu/index.html>

電話での年金相談窓口

※お問い合わせの際は、**基礎年金番号**、**照会番号**または**個人番号**の分かるものをご用意ください。

年金相談に関する一般的な お問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6700-1165** (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで
相談をお受けします。
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月
3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」「ねんきん ネット」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便

・ねんきんネット専用番号」

0570-058-555 (ナビダイヤル)

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6700-1144** (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで
相談をお受けします。
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月
3日はご利用いただけません。

年金事務所・街角の年金相談センターへの来訪相談のご予約

「予約受付専用電話」

ゴ ヨ ヤ ク ラ

0570-05-4890 (ナビダイヤル)

全国一律の通話料金でご利用いただけます。通話料金定額プランの対象外です。

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6631-7521** (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※予約受付専用電話では翌日以降の予約を受付しています。
※土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※街角の年金相談センターでは、年金加入期間の確認のみお受けします。なお、訂正請求の手続きはできません。

※FAXでの年金相談については、こちらをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/fax.html>

年金相談 FAX

検索

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

関東信越厚生局

Kanto-shinetsu Regional Bureau of Health and Welfare



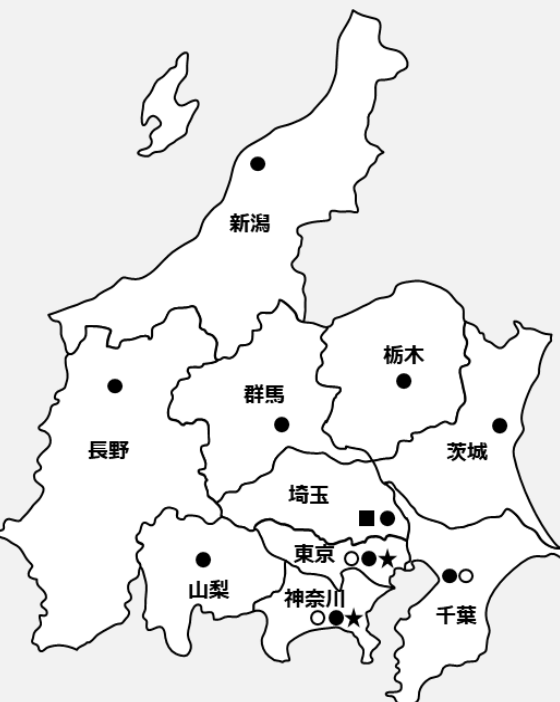
for PEOPLE



for LIFE



for the FUTURE



関東信越厚生局

私たちの基本理念

関東信越厚生局は、国民生活の質の向上と地域社会の発展に寄与することを使命とし、国民に身近な地域における厚生行政の政策実施機関として、厚生労働省と地域社会との架け橋の役割を果たしつつ、時代の変化に即応した社会保障政策を実施し、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えます。

関東信越厚生局の主な業務

健康・福祉

- **住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けるために**
 - ・地域包括ケアシステムの推進、深化に向けた自治体支援を目的として、情報の収集や発信、各施策の普及啓発、セミナー開催等の実施
- **食の安全・安心の確保のために**
 - ・食品等の輸出促進の対策、広域食中毒の防止、登録検査機関の監督
- **地域の皆様が安心して暮らすために**
 - ・健康福祉関係補助金等の交付事務
 - ・生活保護法等に基づく指導監督等
 - ・栄養士・社会福祉士等養成施設の指定・監督等
 - ・医療・介護福祉・食品分野等にかかる経営力向上計画の認定事務

年金

- **年金制度の円滑な事業運営のために**
 - ・日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等に係る認可
 - ・市町村に交付する事務取扱交付金に関する事務
 - ・年金記録が事実と異なると思われる方からの年金記録訂正請求への対応
- **被保険者等の権利・利益の救済を図るために**
 - ・健康保険や厚生年金保険、国民年金等の加入資格や年金給付の決定に関する審査請求への対応
- **企業年金制度等の健全な運営のために**
 - ・確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（DC）の規約承認・認可、指導監督等

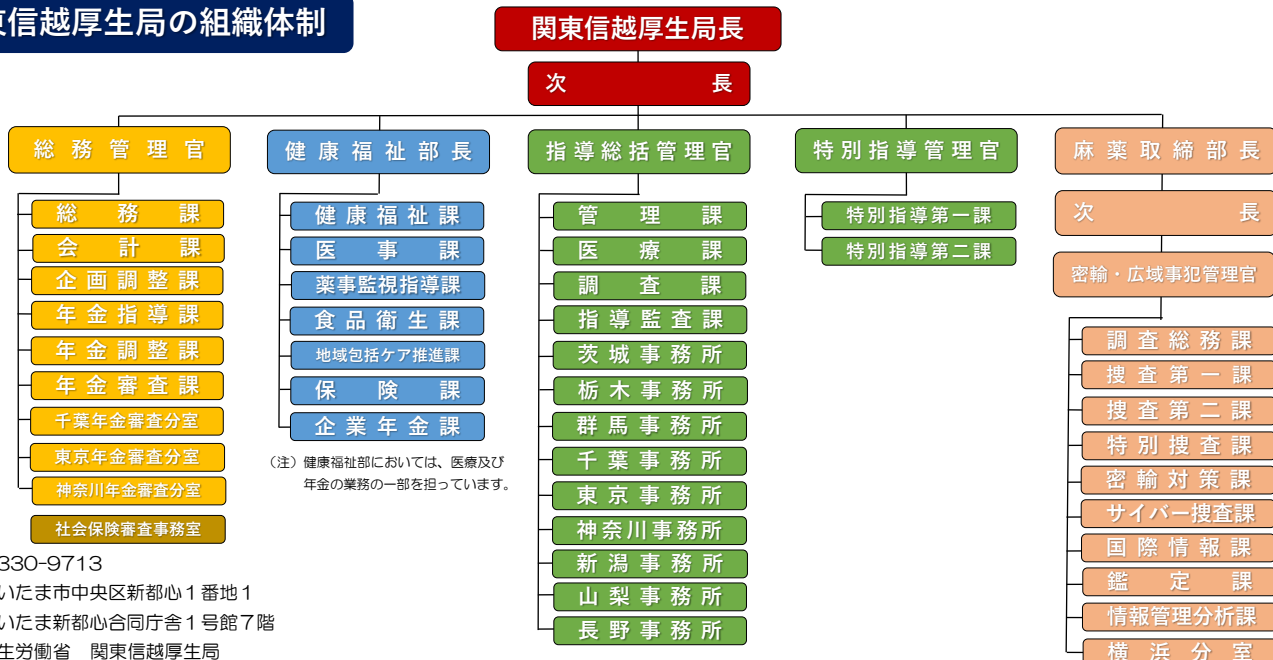
医療・医薬

- **医療保険制度の健全な運営のために**
 - ・保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督
- **安心・安全・適切な医療サービス提供のために**
 - ・災害時における医療の確保の支援
 - ・地域医療構想の達成に向けた取組の推進
 - ・医療観察法における継続的かつ適切な医療の提供体制の確保等
 - ・医療安全の確保のため、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査
- **健康保険制度の健全な運営のために**
 - ・健康保険組合等の保険者に対する指導・監督
- **医薬品・医療機器等の安全の確保のために**
 - ・医薬品・医療機器等の輸入監視指導
 - ・厚生労働省が指定する医薬品等の製造業の許可

麻薬取締

- **薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するために**
 - ・薬物犯罪の捜査・取締り
 - ・麻薬取扱者等に対する指導・監督
 - ・薬物乱用防止の普及啓発
 - ・薬物再乱用防止対策

関東信越厚生局の組織体制



〒330-9713

さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館7階

厚生労働省 関東信越厚生局

代表電話：048-740-0711（総務課）

●医療保険制度の健全な運営のために●

担当：医療課



特別指導第一課・第二課



管理課



調査課



医療保険制度の運営に関わる保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等に対する指導監督を行うとともに、医療保険者のうち審査支払機関への指導監督及び地域保険の保険者への助言を行っています。

●保険医療機関等への指導監督

担当：医療課、特別指導第一課・第二課、
指導監督課、都県事務所

国民皆保険制度のもと、保険診療の質的向上や医療費の適正化を目的として、保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師等に対する指導を行っています。

指導の形態は、集団指導、集団的個別指導及び個別指導等があり、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等に対して、eラーニング形式、講習会形式又は面接懇談形式等により実施しています。

また、診療報酬等の請求に不正等が疑われた場合には監査（調査）を行い、その結果に基づき、保険医療機関等の指定取消や保険医等の登録取消の行政処分のほか、戒告・注意の措置を行っています。

●医療安全の確保

（担当：医療課）

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院に対する医療安全確保状況に係る立入検査及び臨床研究中核病院に対する臨床研究の適正な実施に係る立入検査を行っています。

当厚生局管内の特定機能病院31病院、臨床研究中核病院6病院に実施しています。

●医療法人等の税制上の

優遇措置に係る証明業務（担当：管理課）

医療法人のうち、その事業が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていると認められる基準を満たす場合には、特定医療法人として、租税特別措置法により法人税率の特例が受けられます。

当厚生局においては、この要件とされる基準を満たすものである旨の証明業務を行っています。

●指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整

（担当：調査課）

指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整に関することや当厚生局における保険医療機関等管理システムの運用及び取りまとめを行っています。その他、医療課・指導監督課・都県事務所の保有する情報の公開に関する調整業務も行っています。

●審査支払機関への指導監督及び地域保険の保険者への助言

（担当：管理課）

社会保険診療報酬支払基金（都県）審査委員会及び国民健康保険団体連合会の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として指導監督を行っています。

地域保険の保険者である都県及び市町村（特別区を含む）や後期高齢者医療広域連合への助言を行っています。

●薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するために●

担当：麻薬取締部



薬物犯罪の捜査・取締りを行うとともに、麻薬取扱者に対する指導監督・立入検査、薬物乱用防止のための啓発活動、薬物乱用者等を対象として電話やインターネットを介した相談を行っています。

●薬物犯罪の捜査・取締り

覚醒剤の密輸入事犯や増加する大麻事犯等に対し、税関、警察、海上保安庁等と連携して捜査に当たるとともに、海外の関係機関とも積極的に情報交換をしています。

●麻薬取扱者等に対する指導監督

医療に用いられる麻薬や向精神薬が不正に流通するのを防止するため、病院、薬局、製薬会社等に対する立入検査等の指導・監督を行っています。

●薬物乱用防止の普及啓発活動

学校や民間団体等に対する薬物乱用防止講演の講師として、麻薬取締官等を派遣しています。

●薬物再乱用防止対策

薬物を乱用した経験がある方やそのご家族の方などを対象に再乱用防止の支援を実施しています。



地域包括ケア推進課では、地域包括ケアシステムの推進及び深化に向けた自治体支援を目的として、情報の収集や発信、各施策の普及啓発、セミナー等の開催、自治体への伴走支援などを行っています。

●自治体の後方支援としての主な取組

地域包括ケアシステムは、市区町村や都県が、地域の自主性や主体性に基づき作り上げていく必要があります。当厚生局では、地域包括ケアシステムの構築支援に、局全体で取り組んでおり、地域包括ケア推進課では、都県と市区町村の後方支援として、「つなぐ」3つの取組を進めています。

【開催例】

1. 国（本省）と自治体・地域を「つなぐ」（啓発）

国の制度や関連施策の紹介を行うとともに、地域包括ケアシステムの理念・考え方等についての普及浸透、理解促進のため、セミナーやシンポジウムを開催しています。



地域包括ケア
応援セミナー

2. 自治体・地域同士を「つなぐ」（情報の収集と発信）

自治体・地域の好取組事例を「ヨコ」展開していけるよう、情報収集を積極的に進めるとともに、効率的・効果的な情報発信に取り組んでいます。



地域包括ケア
事例研究会

3. 地域づくりの視点で、福祉分野と他分野を「つなぐ」（連携）

地域づくりの視点で必要となる他省庁の所管に関わる施策については、他省庁の地方機関とも相互協力を図り、連携してイベントを開催するなど、様々な関係者が連携するきっかけ作りを行うとともに、他省庁と共同でチームを作り、自治体等へ訪問、助言なども行っています。

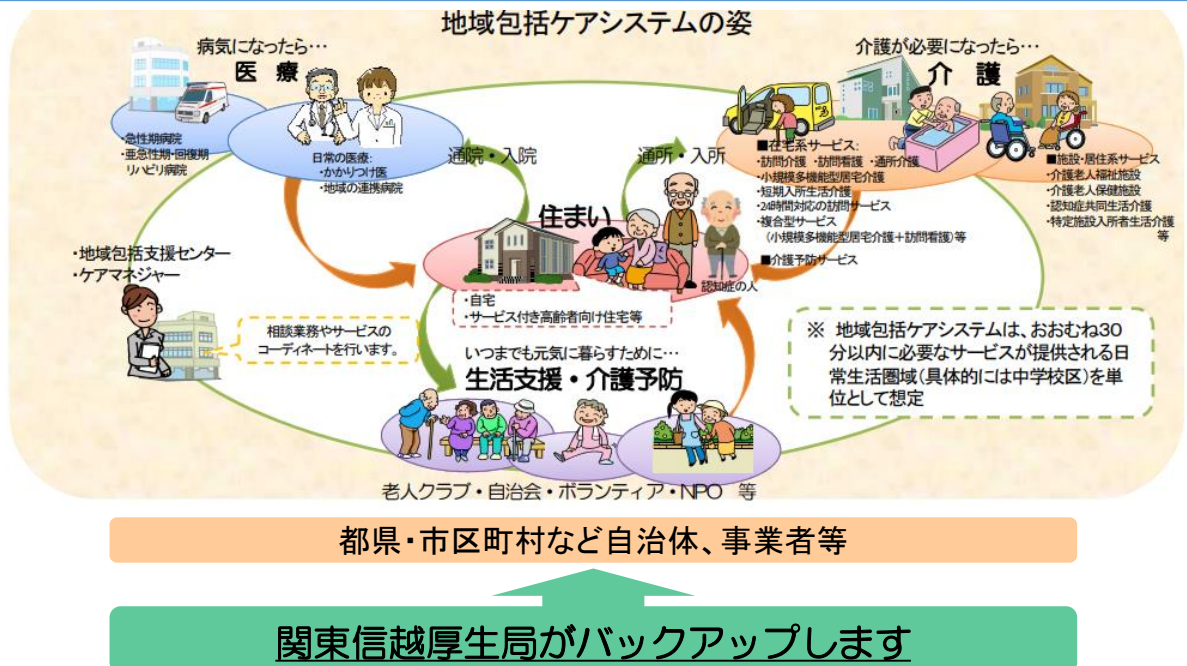


他省庁と共催
したオンライン
セミナー

地域包括ケアシステムの構築について

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」を市区町村や都道府県が中心となって構築してきました。2040年に向けて85歳以上人口が増大する中、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進が求められています。

関東信越厚生局は、管内の都県・市区町村の取り組みを支援しバックアップしていきます。





医師、歯科医師臨床研修の実施体制の確保に向けた調整や補助金の交付を行うとともに、医療機関における医療安全の普及・啓発、再生医療等の安全性の確保、臨床研究に対する信頼の確保、医療観察法における継続的かつ適切な医療の提供体制の確保、看護師の特定行為研修の実施体制の確保等に関する業務を実施しています。

●臨床研修実施体制の確保

臨床研修^(注)体制の質・量の確保に向けた、以下の業務を行っています。

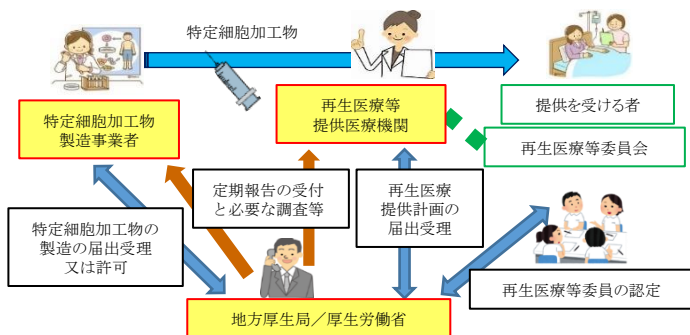
- ① 臨床研修施設の新規指定に係る審査（歯科のみ）
- ② 臨床研修プログラムの変更申請に係る審査（歯科のみ）
- ③ 臨床研修施設の実地調査
- ④ 臨床研修費等補助金の交付申請に係る審査（医科のみ）
- ⑤ 臨床研修修了に伴う医籍登録申請の受理・審査

(注) 臨床研修とは、医師・歯科医師の国家試験合格者が、基本的な診療能力の修得を目的として行う研修制度。

●再生医療等の安全性の確保

他の地方厚生（支）局や（独）医薬品医療機器総合機構と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 再生医療等提供計画の届出受理
- ② 特定細胞加工物の製造の届出受理又は許可
- ③ 再生医療等委員会の認定
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等



●特定行為研修制度の実施体制の確保

一定の要件を備えた大学や病院など特定行為研修^(注)に係る指定研修機関の事前審査や研修修了者の報告受理など、実施体制に関する以下の業務を行っています。

- ① 新規指定研修機関の指定に係る研修計画や施設等に関する審査及び指導
- ② 研修計画、研修体制等に関する実地調査及び指導
- ③ 研修内容の変更に係る届出や申請の審査及び指導
- ④ 指定研修機関に関する年次報告書の確認及び指導
- ⑤ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の確認及び指導
- ⑥ 指定研修機関や受講する看護師からの相談対応

(注) 特定行為研修とは、手順書により一定の診療補助を行う看護師を養成するための研修。

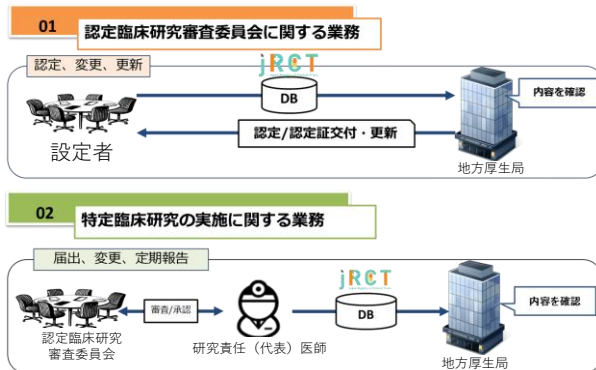
●医療安全の普及・啓発

医療安全の普及・啓発のため、当厚生局管内の医療関係者を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的としたセミナーを開催しています。

●臨床研究法

特定臨床研究^(注)を実施する者から提出された実施計画の受理や臨床研究審査委員会の認定などを行っています。

(注) 特定臨床研究とは、医薬品医療機器等法における未承認・適応外の医薬品等の臨床研究及び製薬企業等から資金提供を受けて実施される当該製薬企業等の医薬品等の臨床研究



●医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為^(注)を行った者に対し、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、社会復帰を促進することを目的として、指定医療機関による継続的かつ適切な医療の提供体制の確保を行っています。当厚生局では、医療機関の指定、指定医療機関の指導等を行っています。

(注) 重大な他害行為とは、
①殺人、②放火、③強盗、④強制性交等、⑤強制わいせつ、⑥傷害
※①～⑤は未遂を含む。

●地域医療構想の推進・災害医療・医師の偏在対策

地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務、災害時における医療の確保の支援に関する業務及び医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務を行っています。



地域の皆様が安心して暮らすために、適切な健康福祉サービスが提供されるよう、健康福祉関係の補助金・負担金の交付や生活保護法等に基づく指導監査による助言等を行うなど、地域の生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。また、医療・健康・福祉従事者養成施設の指定及び指導等を行っており、各分野の良質な人材確保を支える役割を担っています。

適切な健康福祉サービスの提供

●健康福祉関係補助金等の交付事務

健康福祉関係の補助金（保育所などの社会福祉施設や精神科病院などの保健衛生施設に対する施設整備費補助など）及び負担金（児童扶養手当の支給に要する経費の負担など）等を通じて、適切な健康福祉サービスが提供されるよう、地方自治体への支援等を行っています。

なお、令和5年4月からは、こども家庭庁からの委任により、子ども・子育て支援に関する交付金（幼稚園、保育所、認定こども園等の利用に係る費用）等の交付業務も行っています。

また、大規模災害により、管内の社会福祉施設・保健衛生施設で被害が生じた場合、災害復旧事業による災害査定を行っています。



災害査定の現地調査の様子

●生活保護法等に基づく指導監査等の業務

生活保護法及び児童扶養手当法等に基づき、管内の都県・指定都市・中核市において適切な公的扶助・社会福祉サービスが提供されるよう、助言等を行っています。

事業者等の指導監督

●医療・健康・福祉従事者養成施設に対する指導監督の業務

医療・健康・福祉分野に従事する良質な人材を確保するため、法令等により従事者の資格要件や養成施設の指定基準等が定められています。

このため、適正な運営の確保を目的として、所管の養成施設の指定申請等について適合審査を行うとともに、養成施設における関係法令等の遵守状況について調査及び指導監督を行っています。

所管する養成施設等

- あん摩マッサージ指圧師養成施設
- あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設
- 栄養士養成施設
- 管理栄養士養成施設
- 社会福祉士学校
- 介護福祉士学校
- 福祉系高等学校
- 介護福祉士実務者学校
- 精神保健福祉士養成施設

●医療・介護福祉・食品分野等にかかる経営力向上計画の認定事務

中小企業・小規模事業者等において、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を申請し、国が認定した場合、税制や金融の支援等を受けることができます。

このため、厚生労働省が所管する事業（医療・介護福祉・食品分野等）を実施する中小企業・小規模事業者等の申請について、法令等に基づく審査を行い、経営力向上計画の認定を行っています。



厚生労働大臣が指定する医薬品・再生医療等製品の製造業等の許可、輸入通関時における未承認医薬品・医療機器等及び毒劇物の輸入監視に関する事務を行っています。

●医薬品・医療機器等の輸入監視

医薬品等の輸入に当たり、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防止するため、医薬品等を輸入しようとする者に対しては、「医薬品等輸入確認要領」及び「毒劇物輸入確認要領」に基づく指定の書類の提出が求められています。

当厚生局は、未承認等の品目を輸入しようとする際に提出される輸入確認申請書について内容の確認を行い、「輸入確認証」を発給しています。

（担当する範囲）

函館・東京・横浜税関で通関されるもの

●医薬品・再生医療等製品製造業等の許可

「医薬品医療機器等法」に基づき、医薬品等の製造等を行う場合は、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を取得する必要があります。

当厚生局では、これらの申請のうち厚生労働大臣が指定する医薬品及び再生医療等製品に関して、所定の許可要件を満たしているかの審査を行っています。



食の安全と安心を確保する役割を担っています。

●食品等の輸出促進の対策（注1）

当厚生局では、HACCP（注2）に基づく衛生管理を行っている輸出食肉施設、輸出水産食品施設等の査察による指導及び監督を実施しています。このほか、輸出水産食品の衛生証明書の発行を行っています。

（注1）政府の推進する食品等の輸出促進の取組

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」により、農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」が設置されました。当本部において、食品の輸出に関する基本的施策の企画・立案、関係行政機関（厚生労働省、財務省、外務省等）の事務調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図っています。

（注2）HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは

事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握（Hazard Analysis）した上で、原材入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程（Critical Control Point）を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。



海外査察対応の様子



●登録検査機関の監督等

当厚生局では、食品等の製品検査を行う登録検査機関の登録業務の他に、定期的に立入調査を行い、検査機関が実施した検査について信頼性の確保がなされているかを監督・指導を行っています。

●食品の安全確保に関する

リスクコミュニケーションの開催

当厚生局では、地方自治体と協力しながらリスクコミュニケーション（注）に取り組んでいます。

（注）消費者、事業者、行政担当者等の関係者の間でリスクに関する情報や意見を交換する取組のことです。

●広域食中毒の防止等

当厚生局では、広域食中毒発生防止のために、地方自治体との連携及び協力の場（広域連携協議会）を設置し、広域的な食中毒事案の対応等に努めています。



食中毒疫学研修会の様子

●健康保険制度・企業年金制度等の健全な運営のために●



健康保険組合、企業年金等の健全かつ円滑な運営に取り組んでいます。

●健康保険組合等に関する業務（担当：保険課）

保険給付の適正化及び財政の健全化を図るため、健康保険組合に対しては指導監督を、全国健康保険協会支部に対しては立入検査を行っています。

また、健康保険組合の規約変更の認可のほか、健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、公法人・印鑑証明書の交付等を行っています。



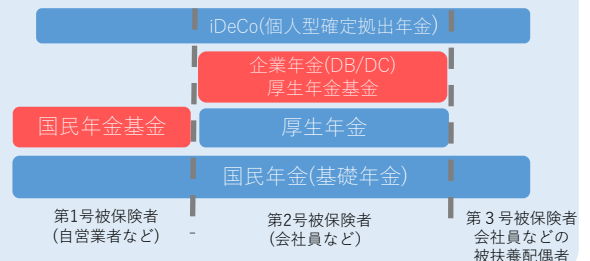
事務講習会の様子

●企業年金、個人年金に関する業務（担当：企業年金課）

確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（DC）の規約承認・認可、指導監督等を行っています。

また、厚生年金基金、国民年金基金からの規約変更認可申請書等の受理・認可、厚生労働大臣への提出書類の経由のほか、指導・監督などの業務を行っています。

年金イメージ図



●高齢者等の生活を支える年金制度の円滑な事業運営のために●

担当：年金指導課



年金調整課



年金審査課・年金審査分室

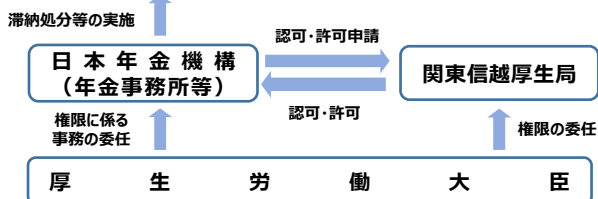


●日本年金機構が行う事務の認可 (担当：年金指導課)

日本年金機構が厚生年金保険法等に定められた公権力を行使する場合の事前認可を行っています。

- ・日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等の認可
- ・日本年金機構の理事長が任命する徴収・収納職員の認可
- ・厚生年金保険料等の納付の猶予の許可

事業所・国民年金被保険者等



●市区町村が申請する国民年金事務に関する交付金の審査等 (担当：年金調整課)

国は一定の基準に基づき、市区町村が行う国民年金に関する事務に必要な費用を「国民年金等事務取扱交付金」として市区町村に交付しています。市区町村から提出される「国民年金等事務取扱交付金」にかかる申請書等の内容審査、とりまとめ、厚生労働省（年金局）への報告や決算にかかる内容審査・実地審査を行っています。

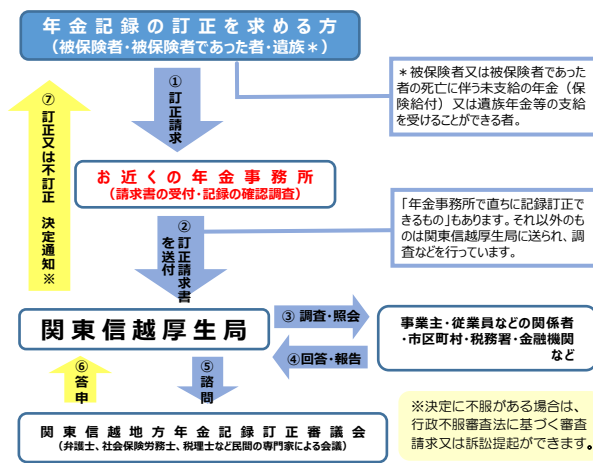
このほかにも、日本年金機構から推薦のあった年金委員の委嘱や学生納付特例事務法人の指定並びに社会保険労務士に関することなど幅広い業務を担当しています。

●年金記録の訂正請求

(担当：年金審査課・年金審査分室)

年金記録が事実と異なると思われる方から行われた年金記録の訂正請求について、その内容を十分に汲み取り、関係法人や行政機関に対する調査や資料収集を行います。その後、民間の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議（関東信越地方年金記録訂正審議会）の答申を経て、年金記録の訂正又は不訂正の決定を行っています。

《年金記録の訂正請求の流れ》



●被保険者等（審査請求人）の権利・利益の救済を図るために●

担当：社会保険審査事務室



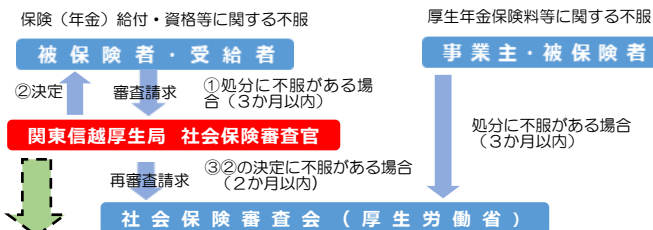
健康保険や厚生年金保険、国民年金等の加入資格や保険（年金）給付の決定に関する審査請求に係る業務を担当する社会保険審査官が設置され、審理等を行い、容認あるいは棄却の決定を行っています。

●年金給付等の審査請求への対応

社会保険審査官は、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な被保険者等の権利・利益の保護を目的に、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び石炭鉱業年金基金法並びに国民年金法に規定された資格や保険（年金）給付に関する審査請求（注）を担当しています。

（注）審査請求とは、被保険者や被保険者であった者等が保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金等）に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な処分（決定）を行っていないと思われる時に社会保険審査官に対し行うものです。

《審査請求の流れ》



《社会保険審査官における受付後の流れ》

